

新たな行政不服審査制度の運用に関する 調査研究

報告書

平成 29 年 3 月

一般財団法人 行政管理研究センター

はじめに

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）は、平成 28 年度から施行され、審理員制度、総務省及び各地方公共団体等に置かれる行政不服審査会等への諮問手続などが新たに導入された。

本調査研究は、審理員制度の運用実態の調査及びその検証結果を踏まえた新制度の運用マニュアルの改定、関係行政機関への新制度の研修会の開催、新制度に関する情報提供等を行うことで、新制度の円滑な運用を促すことを目的とする。

なお、本調査研究は、一般財団法人行政管理研究センターが受託の上、実施した。

平成 29 年 3 月
一般財団法人行政管理研究センター

目 次

第1部 審理員制度の運用実態に係るアンケート	1
1 審査庁としての業務	1
2 審理員	3
3 審理手続	9
4 研修	14
5 その他	15
6 審理員業務の円滑な遂行に係る工夫事例	17
第2部 有識者研究会	25
1 研究会開催の概要	25
2 研究会での検討内容及び議論の結果	25
第3部 新たな行政不服審査制度の運用に関する研修会の実施	39
1 研修会開催の概要	39
2 研修会参加者に対するアンケート結果	40
資料編	45
I 審理員制度の運用実態に係るアンケート	45
II 新たな行政不服審査制度の運用に関する研修会テキスト等	111
II 新たな行政不服審査制度の運用に関する研修会アンケート	173

第1部 審理員制度の運用実態に係るアンケート

新たな行政不服審査制度の改正点の1つである審理員制度の運用実態を把握するため、国の行政機関、全都道府県・市区町村、全一部事務組合等に対して、アンケート調査を実施した。調査の概要は以下のとおりである。

【調査の概要】

調査対象：国の行政機関（25機関）、全都道府県（47団体）、市区町村（1,741団体）、全一部事務組合等（1,668団体）

調査実施期間：平成28年12月末時点（平成29年1月31日～同年3月12日回答到着分）

調査実施方法：国の行政機関→総務省行政管理局行政手続室より電子メールにて依頼
都道府県・市区町村→調査・照会システムにて依頼
一部事務組合等→総務省行政管理局行政手続室より都道府県を通じて依頼
回収・取りまとめ：（一財）行政管理研究センター

【アンケート回収数】

	回収数	回収率(%)	調査対象数
国の行政機関	25	100	25
都道府県	47	100	47
市区町村	1,404	81	1,741
一部事務組合等	945	57	1,668

以下、その調査結果を取りまとめる（調査票及び調査結果は、「資料編」として本報告書45頁以下に掲載した）。

1 審査庁としての業務

（1）担当部署

国の行政機関においては担当部署が分散しているが、都道府県においては「処分部局処分担当課」が担当するとする回答が50%を超え、市区町村においては「総務部局総務担当課（総務担当班・係）」、「総務部局総務課（法規担当班・係）」が担当するとする回答がそれぞれ44%、37%と合せて80%を超え、一部事務組合等においては「総務部局総務担当課（総務担当班・係）」が担当するとする回答が64%となった。

【審査庁担当部署】

（単位：団体、%）

	総務部局総務担当課（総務担当班・係）	総務部局総務担当課（総務法規担当班・係）	処分部局総務担当課（処分法規担当班・係）	処分部局法規・制度担当課（処分課制度・法規担当班・係）	処分部局処分担当課	総合調整担当部局（総合調整担当課）	その他	回答数
国の行政機関	1 (5)	4 (18)	3 (14)	4 (18)	3 (14)	2 (9)	5 (23)	22 (100)

都道府県	0 (0)	4 (9)	7 (15)	6 (13)	27 (57)	0 (0)	3 (6)	47 (100)
市区町村	599 (44)	496 (37)	59 (4)	7 (1)	102 (8)	12 (1)	82 (6)	1,357 (100)
一部事務組合等	354 (64)	24 (4)	16 (3)	4 (1)	71 (13)	6 (1)	95 (17)	557 (100)
合計	954 (48)	528 (27)	85 (4)	21 (1)	203 (10)	20 (1)	185 (9)	1,983 (100)

注：各設問の回答数は、質問に対して無回答、若しくは質問で示された回答形式に該当しない回答等があるため、全体のアンケート回収数とは一致しない（以下同じ）。

市区町村の回答を人口別でみると、人口1万人未満の団体では、「総務部局総務担当課（総務担当班・係）」が担当するとする回答が82%であるが、人口3万人を超える団体の回答では、「総務部局総務担当課（法規担当班・係）」が同総務担当班を上回る。

【審査庁担当部署：市区町村人口別】

（単位：団体、%）

	総務課総務担当班・係 （総務部局総務担当課）	総務課法規担当班・係 （総務部局総務担当課）	分課総務担当班・係 （処分部局総務担当課（処））	当班・係	課（処分課制度・法規担当）	処分部局法規・制度担当	処分部局処分担当課	総合調整担当部局（総合調整担当課）	その他	回答数
～1千	18 (82)	2 (9)	0 (0)	0 (0)	1 (5)	0 (0)	1 (5)	0 (0)	1 (5)	22 (100)
1千～3千	51 (93)	3 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (2)	55 (100)
3千～5千	55 (71)	14 (18)	1 (1)	0 (0)	4 (5)	0 (0)	0 (0)	4 (5)	4 (5)	78 (100)
5千～1万	124 (81)	20 (13)	1 (1)	0 (0)	6 (4)	1 (1)	1 (1)	2 (1)	2 (1)	154 (100)
1万～3万	195 (58)	119 (35)	3 (1)	1 (0)	11 (3)	1 (0)	1 (0)	6 (2)	6 (2)	336 (100)
3万～5万	71 (34)	109 (52)	5 (2)	2 (1)	12 (6)	1 (0)	1 (0)	10 (5)	10 (5)	210 (100)
5万～10万	51 (22)	123 (53)	11 (5)	1 (0)	21 (9)	3 (1)	22 (9)	22 (9)	22 (9)	232 (100)
10万～20万	21 (14)	63 (43)	17 (12)	1 (1)	28 (19)	3 (2)	14 (10)	14 (10)	14 (10)	147 (100)
20万～30万	3 (7)	18 (43)	4 (10)	0 (0)	10 (24)	1 (2)	6 (14)	6 (14)	6 (14)	42 (100)
30万～50万	6 (13)	15 (33)	11 (24)	0 (0)	7 (16)	2 (4)	4 (9)	4 (9)	4 (9)	45 (100)
50万～	3	10	6	2	0	0	0	12	12	33

	(9%)	(30)	(19)	(6)	(0)	(0)	(36)	(100)
--	------	------	------	-----	-----	-----	------	-------

人口の少ない市町村及び一部事務組合等では、組織規模が比較的小さく、総務部局内部の組織分化がなされていないことから、「総務担当班・係」の回答が多くなっており、逆に組織規模が大きくなると、「総務担当班・係」と「法規担当班・係」の組織分離が進むことによりこうした結果となっていると考えられる。

この点に関しては、本アンケートにおける「悩み」や「工夫事例」を問う設問への回答においても、審査庁と審理員との分離が小規模な団体を悩ませ、多くの団体が問題点として指摘しているところである。第2部における有識者研究会でも検討したとおり、こうした悩みは各団体で共通してみられるものもあり、運用上の工夫をしている実例等が参考となると考えられる。

2 審理員

(1) 審理員の人数

1つの審査請求にあたる審理員数は、全体としては「1人」が最も多くを占めるが、国の行政機関では「事件毎に判断」とする回答が一番多かった。都道府県・市区町村においては、「1人」が50%を超えていたが、一部事務組合等においては「事件毎に判断」とする回答が50%を超えていた。

【審理員の人数】 (単位：団体、%)

	1人	2人～	事件毎に 判断	回答数
国の行政機関	4 (25)	1 (6)	11 (69)	16 (100)
都道府県	26 (55)	13 (28)	8 (17)	47 (100)
市区町村	696 (51)	168 (12)	488 (36)	1,352 (100)
一部事務組合等	208 (37)	67 (12)	284 (51)	559 (100)
合計	934 (47)	249 (13)	791 (40)	1,974 (100)

審理員の人数を市区町村の人口別でみると、人口1万人以下の団体では概ね「事件毎に判断」とする回答が50%を超え、人口3万人以上の団体では「1人」とする回答が50%を超えた。

【審理員の人数：市区町村人口別】 (単位：団体、%)

	1人	2人～	事件毎に 判断	回答数
～1千	7 (32)	3 (14)	12 (55)	22 (100)
1千～3千	18 (32)	9 (16)	29 (52)	56 (100)
3千～5千	34 (45)	9 (12)	33 (43)	76 (100)
5千～1万	47 (31)	26 (17)	80 (52)	153 (100)
1万～3万	157 (47)	35 (10)	144 (43)	336 (100)
3万～5万	116 (56)	27 (13)	66 (32)	209 (100)
5万～10万	147 (64)	28 (12)	56 (24)	231 (100)

10万～20万	91（62）	17（12）	39（27）	147（100）
20万～30万	28（64）	2（5）	12（29）	42（100）
30万～50万	27（60）	6（13）	12（27）	45（100）
50万～	24（57）	6（14）	12（29）	42（100）

それぞれの人数に関する理由については、（2）で触れることとするが、「事件ごとに判断」とする回答が相当数あるということは、審査請求の経験がないことなどから審理員の適切な人数を測りかねている状況も推定される。こうした状況は制度運用の実績を重ねることによって変化するものと考えられる。

（2）審理員の人数の決定理由

審理員の人数の決定理由について、「1人」とする理由については、「人員不足・適任者を確保することが困難なため」とする回答が小規模の市区町村や一部事務組合等において多数あった。また、「迅速な処理を行うため」、「責任の明確化」、「調整の困難さの回避」といった「1人」であることの意義を強く示す回答、「総務課長等特定の職若しくは弁護士を指定しているため」、「専任の職員を配置しているため」といった特定の職を審理員に充てる想定した上での人数となっている回答、審理員を1人としたときに想定される業務量を勘案して「審理員補助者を置いているため」といった回答もあった。

一方、「2人以上」とする理由については、「経験がないため」、「慎重に審理を行うため」といった複数であることの意義を示す回答、審理員の業務量を勘案して「審理員補助者を置かないため」、「特定職員がすべての審理員となることを想定しており、1人では対応しきれないため」とする回答があった。また、複数の審理員を組合せて充てることを想定して「職員と外部弁護士との組み合わせとしているため」、「法務と処分とのそれぞれに詳しい職員を充てるため」とする回答や、「経験の蓄積・継承」、「人事異動等の事態に対応可能とするため」、「審理員の負担軽減」といった回答もあった。更には、「審理員会による合議で審理を行うこととしている」という回答もあった。

審理員の人数を「事件毎に判断」する理由については、「事例・経験がないため」との回答が多く、その他に「事件の内容・複雑性により判断するため」、「慎重に審理するため」、「人員不足のため」といった回答があった。

（3）審理員補助者

審理員補助者については、全体としては「0人（置かない）」とする回答が63%となっているが、都道府県のみ「1人」とする回答が50%を超え、「置かない」より「置く」とする回答が多くなっている。また、市区町村においては、51%の団体において審理員補助者が置かれているが、人口別でみると、人口規模の少ない団体で審理員補助者を置いている団体は少なく、5万～10万人規模の団体では「審理員補助者を置いている」（「1人」以上の回答）とする回答数が「0人（置かない）」とする回答を上回り、人口規模が大きくなると審理員補助者が置かれる傾向がある。更に、一部事務組合等においても、人口の少ない市区町村同様、補助者を置いている団体は少ない。

これらを踏まえると、地方公共団体において審理員補助者が置かれるかどうかは、組織規模に影響されるとも考えられる。なお、審理員補助者の数についても審理員の人数同様、「事件毎に判断する」とする回答もあった（アンケートの回答欄には用意されていない回答であるため、本集計の回答数には含まれていない。）。

【審理員補助者数】

(単位：団体、%)

	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	回答数
国の行政機関	12 (67)	3 (17)	2 (11)	0 (0)	0 (0)	1 (6)	0 (0)	18 (100)
都道府県	11 (28)	23 (59)	5 (13)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	39 (100)
市区町村	603 (51)	400 (34)	124 (11)	26 (2)	11 (0)	6 (0)	2 (0)	1,172 (100)
一部事務組合等	497 (88)	50 (9)	12 (2)	2 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	563 (100)
合計	1,123 (63)	476 (27)	143 (8)	28 (2)	13 (1)	7 (0)	2 (0)	1,792 (100)

【審理員補助者数：市区町村人口別】

(単位：団体、%)

	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	回答数
～1千	35 (92)	2 (5)	1 (3)	0 (0%)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	38 (100)
1千～3千	45 (80)	9 (16)	1 (2)	1 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	56 (100)
3千～5千	44 (65)	21 (31)	3 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	68 (100)
5千～1万	98 (75)	28 (22)	4 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	130 (100)
1万～3万	187 (64)	86 (30)	17 (6)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	290 (100)
3万～5万	83 (46)	71 (39)	15 (8)	9 (5)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	180 (100)
5万～10万	109 (47)	87 (37)	29 (12)	5 (2)	3 (1)	1 (0)	0 (0)	234 (100)
10万～20万	37 (28)	59 (45)	23 (18)	5 (4)	3 (2)	3 (2)	1 (1)	131 (100)
20万～30万	7 (20)	15 (43)	11 (31)	1 (3)	1 (3)	0 (0)	0 (0)	35 (100)
30万～50万	12 (29)	11 (26)	12 (29)	3 (7)	1 (2)	2 (5)	1 (2)	42 (100)
50万～	8 (27)	11 (37)	8 (27)	2 (7)	1 (3)	0 (0)	0 (0)	30 (100)

(4) 審理員候補者の属性

審理員候補者の職員の属性（複数回答）については、全体として正規採用職員が83%と大半を占めている。一部事務組合等に関しては、他の区分に比べ、「その他」の回答が占める割合が多くなっている。

【審理員候補者の属性】

(単位: 団体、%)

	正規採用職員 (常勤)	正規採用職員 (非常勤)	再任用職員 (常勤)	再任用職員 (非常勤)	任期付職員 (常勤)	任期付職員 (常勤)	その他一般職 (常勤)	その他一般職 (非常勤)	特別職 (常勤)	特別職 (非常勤)	その他	回答団体数
国の行政機関	14 (88)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (6)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (6)	16 (100)
都道府県	45 (96)	0 (0)	3 (6)	0 (0)	4 (9)	0 (0)	0 (0)	1 (2)	0 (0)	7 (15)	0 (0)	47 (100)
市区町村	1,187 (85)	5 (0)	35 (2)	12 (1)	37 (3)	11 (1)	0 (0)	5 (0)	9 (1)	35 (2)	25 (2)	1,406 (100)
一部事務組合等	432 (78)	0 (0)	20 (4)	4 (1)	1 (0)	5 (1)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	50 (9)	67 (12)	552 (100)
合計	1,678 (83)	5 (0)	58 (3)	16 (1)	43 (2)	16 (1)	2 (0)	8 (0)	11 (1)	92 (5)	93 (5)	2,021 (100)

注：複数回答のため、各回答の割合を合計しても 100%にはならない。

(5) 審理員候補者が正規採用職員・再任用職員である場合

審理員候補者が「正規採用職員」若しくは「再任用職員」である場合の審理員候補者の役職（複数回答）について、国の行政機関では「課長級」、「室長企画官級」、「課長補佐級」と回答が分かれたが、都道府県・市区町村及び一部事務組合等では「課長級」とした回答がそれぞれ最多となっている。また、各地方公共団体においては、国の行政機関ではみられない「次長級以上」、「部局長級」とする回答もあった。

【審理員候補者の役職（正規採用職員・再任用職員）】 (単位: 団体、%)

	次長級以上の職	部局長級	課長級	室長企画官級	課長補佐級	主査・係長級	主査・係長未満	回答団体数
国の行政機関	0 (0)	0 (0)	7 (64)	8 (73)	7 (64)	1 (9)	1 (9)	11 (100)
都道府県	1 (2)	2 (4)	27 (57)	15 (21)	22 (47)	11 (23)	5 (11)	47 (100)
市区町村	70 (6)	131 (11)	993 (83)	103 (9)	254 (21)	157 (13)	35 (3)	1,198 (100)
一部事務組合等	36 (8)	48 (11)	342 (80)	28 (7)	118 (28)	124 (29)	38 (9)	426 (100)
合計	107 (6)	181 (11)	1,369 (81)	154 (9)	401 (24)	293 (17)	79 (5)	1,682 (100)

注：複数回答のため、各回答の割合を合計しても 100%にはならない。

審理員候補者の所属部署について、市区町村及び一部事務組合等においては「総務担当・班」及び「法規担当・班」を合わせた「総務部局」が50%近くとなるが、一部事務組合等を除いては「その他」とする回答が最多となっている。「その他」の内容としては、「全部署」とする回答が多数あった他、「行政改革担当部署」などの回答があった。

「全部署」に関しては、市区町村を中心に、審理員候補者を処分担当課以外の全課長としている例が多くみられることなどと関係するといえる。また、「その他」とする回答が多いことについては、行政組織、とりわけ地方公共団体の組織編成の多様化による面も否定できず、組織名称のみから審理員候補者の所属部署の意味を判断することは容易ではない。

【審理員候補者の所属部署（正規採用職員・再任用職員）】(単位：団体、%)

	務課 総務 担当 班・ 係	総務 部局 総務 担当 課 (總)	務課 法規 担当 班・ 係	総務 部局 総務 担当 課 (總)	分 課 総務 担当 班・ 係	処 分 部局 総務 担当 課 (処)	當 班 ・ 系	處 分 部局 法規 ・ 制度 担当	處 分 部局 處 分 担当 課	處 分 部局 處 分 担当 課	調整 担当 課	総 合 調 整 擔 當 部 局 (總 合)	そ の 他	回 答 数	
国の行政機関	1 (10)	0 (0)	2 (18)	0 (0)	1 (10)	0 (0)	9 (82)	11 (100)							
都道府県	0 (0)	13 (28)	3 (6)	1 (2)	2 (4)	0 (0)	26 (55)	47 (100)							
市区町村	351 (30)	201 (17)	30 (3)	3 (0)	42 (4)	17 (1)	544 (46)	1,188 (100)							
一部事務組合等	194 (45)	22 (5)	14 (3)	0 (0)	37 (9)	4 (1)	158 (37)	429 (100)							
合計	546 (33)	236 (14)	49 (3)	4 (0)	82 (5)	21 (1)	737 (44)	1,675 (100)							

正規採用職員、再任用職員を審理員候補者とする理由については、「法律に精通している職員がいるため」、「法規担当部門のため」、「行政全般に精通している職員がいるため」とする回答が多くを占める一方、「人件費抑制のため」とする回答も多数あり、経費削減の中、新たな経費をかけることなく新制度に対応している状況がみられる。

(6) 審理員候補者が任期付・特別職等である場合

(4) から明らかのように、審理員候補者が任期付・特別職等である場合は、審理員候補者全体から見ると少数であるが、その属性を見ると、多くが弁護士である。

【審理員候補者の属性（任期付・特別職等）】
(単位：団体、%)

	弁護士	行政書士	公認会計士	税理士	社会保険労務士	学識経験者	公務員OB	その他	回答数
国の行政機関	1 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (100)
都道府県	8 (62)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (23)	2 (15)	13 (100)
市区町村	201 (77)	5 (2)	2 (0)	13 (5)	2 (0)	9 (3)	22 (8)	8 (3)	262 (100)
一部事務組合等	36 (44)	4 (5)	1 (1)	2 (2)	0 (0)	10 (12)	16 (20)	13 (16)	82 (100)
合計	246 (69)	9 (3)	3 (1)	15 (4)	2 (1)	19 (5)	41 (11)	23 (6)	358 (100)

任期付・特別職等を審理員候補者とする理由については、「法律に精通している職員が少ないため」、「弁護士資格を保持している」といった法律の知見を重視する回答や、外部から審理員を招くことにより「公平・中立な審理を行うため」、「業務と同時に審理業務を行うことは不可能なため」とする回答が多数あった。一方で、「その他」の回答として、「行政全般に精通しているため」副市長、副町長を審理員候補者とするとの回答、「公正・中立な審理を行うため」議会事務局所属職員、監査委員事務局所属職員、監査委員を審理員候補者とするとの回答もあった。なお、公務員OBを審理員候補者としているとの回答もあった。

こうした審理員候補者の専門分野は、法律諸分野、法務、行政全般が多くを占めるが、情報公開、消費者問題、いじめ問題、医事紛争等、特定分野の専門家を充てるとする回答もあった。こうした個別事例については、その団体・地域においてそうした個別分野の審査請求等が現に多くなされており、それ対応することを想定した人選であると推察される。

特別職等の審理員候補者が審理手続に係る業務を円滑に進めていく上での工夫としては、「審理員補助者を置く」、「弁護士が事務所で業務を行えるよう規程類を整備した」といった回答があった。

(7) 審理員候補者の選定の際の留意事項

審理員候補者を選定する上で重視している点としては、「行政経験の豊富さ」の他、「法的な論点整理ができること」、「コミュニケーション能力があること」、「公平中立な判断ができること」といった審理手続を進めるうえで必要な能力に関する回答があった。また、「当該分野の専門知識を持っていること」、「法曹資格」といった専門性に留意する回答もあった。

(8) 公正な審理の実現のための工夫

審理員による公正な審理を実現するために行っている工夫等については、「審査庁職員が審理員に指名された場合は審査庁業務を行わない」といった組織内で業務分担を

図るというものが多いため、「審理業務のみ行う職員を置く」との回答もあった。また、(2)の審理員の人数の決定理由に挙げられていたように、複数職員、とりわけ正規採用職員と特別職職員（弁護士等）といった複数の職員を組み合わせる形で審理手続を進めるといった工夫も挙げられている。

しかし、小規模の団体を中心として、公正性の確保に苦慮している状況も伺われる事は、他の箇所でも言及しているとおりである。

3 審理手続

(1) 標準審理期間

標準審理期間については、多くの団体で未設定である。ただし、都道府県及び人口50万人以上の市区町村においては、一定数の団体が標準審理期間を設定している。本調査において、標準処理期間の未設定理由等を問う設問はないが、未設定の団体が多いことについては、手続自体が未経験であることや、旧制度等での経験から事件の内容によって審理期間がまちまちであることが理由として考えられる。

前者に関しては、ある程度審理件数が積み重なれば、その段階で標準審理期間を設定することが可能であるとも考えられ、今後の状況を見る必要があろう。しかしながら、後者に関しては、標準審理期間とは、審査請求の審理期間の目安として定められるものであり、例えば、審査請求の審理の内容によって審理期間に相当な幅がある場合であっても、審査請求事案の過半が一定の期間に審理されるものであるときは、その期間を「標準」審理期間として定めればよいとされているのであるから、本来であれば設定し得る場合も含まれるものと考えられる。

【標準審理期間の設定】 (単位：団体、%)

	全て設定	一部設定	未設定	回答数
国の行政機関	0 (0)	3 (18)	14 (82)	17 (100)
都道府県	3 (6)	7 (15)	37 (79)	47 (100)
市区町村	96 (7)	24 (18)	1,218 (91)	1,338 (100)
一部事務組合等	18 (3)	2 (0)	547 (96)	567 (100)
合計	117 (6)	36 (2)	1,816 (92)	1,969 (100)

【標準審理期間の設定：市区町村人口別】 (単位：団体、%)

	全て設定	一部設定	未設定	回答数
～1千	1 (5)	0 (0)	21 (95)	22 (100)
1千～3千	9 (17)	0 (0)	43 (83)	52 (100)
3千～5千	6 (8)	1 (1)	70 (91)	77 (100)
5千～1万	7 (5)	1 (1)	143 (95)	151 (100)
1万～3万	27 (8)	4 (1)	301 (91)	332 (100)
3万～5万	9 (4)	4 (2)	193 (94)	206 (100)
5万～10万	6 (3)	5 (2)	219 (95)	230 (100)
10万～20万	17 (12)	2 (1)	127 (87)	146 (100)
20万～30万	4 (10)	1 (2)	37 (88)	42 (100)
30万～50万	5 (11)	1 (2)	39 (87)	45 (100)
50万～	7 (20)	5 (14)	23 (67)	35 (100)

(2) 審査請求の件数

調査時点である平成 28 年 12 月末現在で、多くの国の行政機関に対して審査請求がされており、全ての都道府県に対して審査請求がされている。一方で、市区町村の 71% の団体及び一部事務組合等の 99% の団体に対して審査請求がされていない。なお、都道府県のなかには、既に審査請求の件数が 100 を超えている団体が 5 団体あり、最多の団体では 1,700 件に上る審査請求がされている。

【審査請求の件数】

(単位：団体、%)

	0 件	1 件	2~5 件	6~10 件	11~99 件	100 件~	回答数
国の行政機関	8 (35)	0 (0)	6 (26)	2 (9)	6 (26)	1 (4)	23 (100)
都道府県	0 (0)	0 (0)	5 (11)	11 (24)	25 (54)	5 (11)	46 (100)
市区町村	924 (71)	171 (13)	151 (12)	26 (2)	26 (2)	1 (0)	1,299 (100)
一部事務組合等	526 (99)	4 (1)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	532 (100)
合計	1,458 (77)	175 (9)	163 (9)	40 (2)	57 (3)	7 (0)	1,900 (100)

市区町村について人口別にみると、人口 3 万人未満の団体では、審査請求がされた団体は 10% 未満である。また、人口 10 万人を超えると、審査請求がされた団体が 50% を超える。

【審査請求の件数：市区町村人口別】

(単位：団体、%)

	0 件	1 件	2~5 件	6~10 件	11~99 件	100 件~	回答数
~ 1 千	22 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	22 (100)
1 千~ 3 千	51 (96)	2 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	53 (100)
3 千~ 5 千	72 (97)	2 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	74 (100)
5 千~ 1 万	144 (96)	4 (3)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	150 (100)
1 万~ 3 万	297 (91)	22 (7)	7 (2)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	328 (100)
3 万~ 5 万	146 (73)	37 (19)	16 (8)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	199 (100)
5 万~10 万	131 (59)	57 (26)	31 (14)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	221 (100)
10 万~20 万	63 (44)	27 (19)	45 (32)	3 (2)	4 (3)	0 (0)	142 (100)
20 万~30 万	4 (10)	11 (27)	18 (44)	7 (17)	1 (2)	0 (0)	41 (100)

30万～50万	5 (11)	8 (17)	21 (46)	9 (20)	3 (7)	0 (0)	46 (100)
50万～	1 (3)	1 (3)	10 (28)	6 (17)	17 (47)	1 (3)	36 (100)

(3) 代理人を立てた審査請求件数

国及び都道府県においては多くの団体で代理人が立てられた審査請求を経験しているが、市区町村では一部の団体に留まっている。

【審査請求のうち代理人を立てた件数】 (単位：団体数、%)

	0件	1件	2～5件	6～10件	11～99件	100件～	回答数
国の行政機関	9 (39)	1 (4)	3 (13)	0 (0)	2 (9)	0 (0)	23 (100)
都道府県	11 (27)	0 (0)	13 (32)	10 (24)	5 (12)	2 (5)	41 (100)
市区町村	294 (77)	57 (15)	25 (7)	2 (1)	4 (1)	0 (0)	382 (100)
一部事務組合等	4 (67)	2 (33)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (100)
合計	318 (72)	60 (14)	41 (9)	12 (3)	11 (2)	2 (0)	444 (100)

(4) 却下件数

行政不服審査法第24条の規定に基づき、審理手続を経ないで却下したものは、国の行政機関で半分程度、都道府県においては3分の2程度の団体で実績がみられるが、市区町村においては3割低度と少ないものとなっている。

【却下件数】 (単位：団体)

	0件	1件	2～5件	6～10件	11～99件	100件～	回答数
国の行政機関	7	4	2	0	2	0	15
都道府県	17	11	13	1	3	1	46
市区町村	254	77	31	7	2	0	371
一部事務組合等	6	0	0	0	0	0	6
合計	284	92	46	8	7	1	438

(5) 審理手続終結件数

調査時点である平成28年12月末現在では、半数以上の国の行政機関、市区町村において、審理員を指名し、審理手続が終結した審査請求は無い（終結件数0件）としている。一部事務組合等においては、審理手続が終結したとの回答はなかった。

【審理手続終結件数】 (単位：団体)

	0件	1件	2～5件	6～10件	11～99件	100件～	回答数
国の行政機関	9	3	2	0	1	0	15
都道府県	7	9	19	4	6	1	46

市区町村	211	110	37	6	2	0	366
一部事務組合等	6	0	0	0	0	0	6
合計	233	122	58	10	9	1	433

(6) 審理手続の期間

審理員による審理手続が終結した審査請求のうち、審理手続に要した平均期間については、「3ヶ月以内」と「3ヶ月以上6ヶ月以内」という回答が概ね同数の回答であった。ただし、本設問に対する回答は、新法施行から9ヶ月という時点で終結した案件に限られることに留意する必要があり、現時点でのこれらの分析・評価を行うより、法施行から一定程度の期間を経た段階で改めて各団体の実績を調査のうえ、審理手続の期間について検討をするべきであろう。なお、この点に関して、今後は期間の長期化（長期案件の終結）が見込まれることを特記している団体もあった。

【審理手続の期間】 (単位：団体)

	3ヶ月以内	3ヶ月～6ヶ月	6ヶ月～9ヶ月	回答数
国の行政機関	3	3	0	6
都道府県	22	15	2	39
市区町村	71	85	5	161
一部事務組合等	—	—	—	0
合計	96	103	7	206

(7) 審理手続長期化の要因

審理員による審理手続が終結した審査請求のうち、審理手続に要した期間が顕著に長かったものについて、その主な要因（2つまで選択可）として「争点整理」とする回答が一番多く、「審査請求人とのコンタクト」がそれに続いた。「その他」としては、「審査請求書の補正」、「審査請求人若しくは処分庁の提出資料不足」、「主張及び反論の繰り返し」、「事実認定のための調査・鑑定」、「審理員意見書の作成」、「審理員の他業務」といったものがみられた。

(6) と同様、新法施行から1年を経ていない時点での調査であることから、「長期化」の課題はこれから出てくるものと考えられる。現時点でみられる長期化の要因は、事例を積み重ねることや他の自治体の事例を学習することにより解決しうるとも考えられるが、「その他」で挙げられた「審理員の他の業務（本務との兼ね合い）」は、とりわけ小規模の自治体においては審理手続に習熟しても解決することが難しい問題となるとも考えられる。

【審理手続長期化の要因】 (単位：団体)

	争点整理	法令解釈	弁明書の提出の遅れ	審査請求人とのコンタクト	口頭意見陳述	閲覧	その他
国の行政機関	1	0	0	1	1	0	4
都道府県	14	7	2	12	4	1	6
市区町村	50	27	5	34	20	2	13
一部事務組合等	—	—	—	—	—	—	—
合計	65	34	7	47	25	3	23

(8) 口頭意見陳述の実施件数

審理員による審理手続が終結した審査請求のうち、行政不服審査法第31条に基づく口頭意見陳述を実施した件数は、国の行政機関においては1機関のみであるが、都道府県においては11団体、市区町村においては41団体で口頭意見陳述が実施された。この点に関しても、新法施行から間がないこともあり、実施数等の動向については今後の調査によるべきであろう。

【口頭意見陳述の実施件数】

(単位：団体)

	0件	1件	2件	3件	4件	5件	6件	7件	回答数
国の行政機関	14	1	0	0	0	0	0	0	15
都道府県	26	8	0	1	1	0	0	1	37
市区町村	120	33	4	3	1	0	0	0	161
一部事務組合等	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	160	42	4	4	2	0	0	1	213

(9) 閲覧・写しの交付の求めがあった件数

審理員による審理手続が終結した審査請求のうち、閲覧又は写しの交付の求めがあった件数は、国の行政機関では2機関でそれぞれ1件であったが、都道府県・市区町村では一定数の団体で求めがあった。その多くは写しの交付の求めである。ただし、10件単位で求めがあったとの回答はなく、この点に関しても、新法施行から間がないこともあり、その評価は今後の調査を待つべきであろう。

【閲覧又は写しの請求】

(単位：団体)

	0件	1件	2件	3件	4件～	回答数
国の行政機関	13	2	0	0	0	15
都道府県	29	8	1	1	0	39
市区町村	146	11	1	0	0	158
一部事務組合等	—	—	—	—	—	—
合計	188	21	2	1	0	212

【閲覧請求】

(単位：団体)

	0件	1件	2件	3件	4件～	回答数
国の行政機関	2	0	0	0	0	2
都道府県	13	2	0	0	0	15
市区町村	18	6	0	0	0	24
一部事務組合等	—	—	—	—	—	—
合計	33	8	0	0	0	41

【写しの交付の請求】

(単位：団体)

	0件	1件	2件	3件	4件～	回答数
国の行政機関	0	2	0	0	0	2
都道府県	5	7	1	0	0	13
市区町村	12	10	1	0	0	23

一部事務組合等	—	—	—	—	—	—
合計	17	19	2	0	0	38

4 研修

(1) 研修実施上の工夫

各団体で行っている研修については、総務省の教材、市販の教材、外部研修会を活用している団体が多くみられたほか、独自に教材を作成している団体も多くみられた。

なお、一部市区町村（政令市、普通市）においては、審理手続に関する演習を実施しているとの回答もあった。実際に、第3部で示した研修会受講者に対するアンケートにおいても、審理手続をイメージできるような演習の実施や映像教材の提供が求められていることを踏まえると、こうした工夫が各団体で実施できるように、各団体間において、対外に研修事例を提供し合うこと等も有効であろう。

(2) 総務省に求める研修内容

総務省に求める研修としては、「審理員向け審理手続の運用」に関するものとの回答が都道府県・市区町村においては80%を占めるのに対し、一部事務組合等においては59%であり、「新法の概要」を求める回答が18%と他より大きな割合を占める。

なお、市区町村においても、人口1万人以下で見ると「新法の概要」が占める割合が20%近くになっている。この点を踏まえると、小規模の団体においては、新制度の浸透自体がまだ十分ではないか、制度所管部署が一般職員（処分庁職員）への研修に苦慮しているのではないかと考えられる。この点に関しては、第3部での研修会受講者に対するアンケートにおいても似たような声が寄せられていた。

【総務省に求める研修内容】

(単位:団体、%)

	新法の概要	新法と旧法との違い	審理員向けの審理手続の運用	特に必要性を感じていない	その他	回答数
国の行政機関	5 (23)	2 (9)	10 (45)	2 (9)	3 (14)	22 (100)
都道府県	1 (2)	0 (0)	40 (85)	2 (4)	4 (11)	47 (100)
市区町村	109 (8)	25 (2)	1,060 (80)	57 (4)	78 (6)	1,329 (100)
一部事務組合等	97 (18)	16 (3)	324 (59)	95 (17)	20 (4)	552 (100)
合計	212 (11)	43 (2)	1,434 (74)	156 (8)	105 (5)	1,950 (100)

また、「その他」として、「審査庁向けの研修」、「行政不服審査会に関する研修」といった、審理員以外の関係者に対する研修を求める回答や、組織規模上審理過程において中立性等への配慮に苦慮している小規模団体における制度運用の工夫に関する研修、更には、具体的な審理手続に関しての「事例研究」、「審理員の指名を要しない場合の審理手続の流れ」といった回答があった。

【総務省に求める研修内容: 市区町村人口別】

(単位:団体、%)

	新法の概要	新法と旧法との違い	審理員向けの審理手続の運用	特に必要性を感じていない	その他	回答数
~ 1千	4 (20)	0 (0)	12 (60)	3 (15)	1 (5)	20 (100)
1千~ 3千	8 (15)	1 (2)	35 (67)	7 (13)	1 (2)	52 (100)

3千～5千	10（13）	0（0）	56（73）	8（10）	3（4）	77（100）
5千～1万	20（13）	8（5）	111（73）	7（5）	6（4）	152（100）
1万～3万	38（11）	6（2）	263（79）	15（5）	10（3）	332（100）
3万～5万	8（4）	2（1）	176（86）	3（1）	15（7）	204（100）
5万～10万	1（0）	3（1）	196（90）	4（2）	14（6）	218（100）
10万～20万	11（7）	4（3）	118（79）	3（2）	13（9）	149（100）
20万～30万	1（3）	0（0）	34（87）	0（0）	4（10）	39（100）
30万～50万	0（0）	0（0）	33（75）	6（14）	5（11）	44（100）
50万～	1（3）	1（3）	26（74）	1（3）	6（17）	35（100）

5 その他

（1）総務省が作成している国民向けコンテンツへの要望

総務省が作成している国民向けコンテンツ（リーフレット）への要望としては、審査請求人向けの更に平易なリーフレット、小規模自治体向けのリーフレットの作成などの要望があった。

（2）運用上の苦労・工夫など

審理制度運営上の苦労・工夫については、様々な段階でみられるが、審理過程に沿つて代表的、特徴的なものを挙げると、以下のようなものがあった。

【審理手続全般】

- 審査庁、審理員だけでなく、処分庁についても新制度への不慣れ、戸惑いがみられる。

【審査請求受付・補正】

- 審査請求人への手続の流れを紹介した資料を送付する等の工夫を多くの団体で行っている。
- 審査請求書の不備が多く指摘されるが、提出前後に請求人に教示する等の対応を行っている。ただし、補正等に応じない場合も多くみられる。
- 処分該当性の判断に苦しむ事例が指摘されている。

【弁明書・反論書の提出】

- 反論書の不備の指摘が多数みられるが、弁明書の不備についての指摘も多い。いずれの場合も、審理員からの様式の提供や指導により対応しているが、審査請求人が補正等に応じない場合も多くみられる。
- これらの書類の提出期限が遅れる事例が多くみられ、それらへの対応、最終的に提出されない場合の審理手続の打ち切りについても苦労が伺われた。

【争点整理】

- 各関係人の主張が法的に整理されていないといった問題や、審査請求人が審査請求とは関係のない論点を多岐にわたって主張するなど論点整理には苦労が伺われるが、審査請求人への質問等の効果も限定的だとも指摘され、争点をどこまで絞るのかといった悩みが伺われた。

【口頭意見陳述】

- ・ 審査請求人が関係のないこと等を主張し始めたときの対応が問題となっている。無理に止めないとするものも、途中で制止するとするものも存在する。
- ・ 傍聴人を呼びたいとの申し出に、関係人に承諾を得たうえで許可した事例がみられた。
- ・ 日程調整の難しさは多く指摘され、長期間の予定を聞くなど対応例がみられる。

【提出書類の閲覧又は写しの求め】

- ・ 資料等の閲覧の可否についての判断に時間がかかるため、提出時に処分庁の意向を確認しておく例がみられた。
- ・ 処分庁提出書類の閲覧請求がない場合に弁明書のみでは理解が不十分と考え、審理員が職権で処分庁提出書類の写しを送付した事例がみられた。

【審理意見書の作成】

- ・ 不慣れなため取りまとめに苦労したとするものが多かったが、制度上棄却ないしは却下とせざるを得ないが救済されるべき案件だと考える場合に、意見書にどこまで書くかといった悩みがみられた。

【行政不服審査会】

- ・ 審査請求人に対する審査会への諮問の確認について、確認を誰がするのかということ、審査請求人が審理員意見書を参考に有無を検討することができないことへの意見がみられた。

(3) 審理手続を円滑に進行していくための工夫

審理手続に関しては、以下のような工夫事例があった。

- ・ 手続に不慣れな審査請求人に対し、パンフレット等を用意して手続の流れが分かるよう努めている。
- ・ 審査請求人に対しては、この先の手続を常に早めにアナウンスして手続の簡素化、効率化を図っている。
- ・ 処分庁から出された証拠書類について審査請求人からの請求なしに職権で写しを交付すること、審理員による質問とその回答の記録、口頭意見陳述聴取結果記録書等を審査関係人で共有することが行われている。
- ・ 口頭意見陳述に先立ち、事前に質問趣意書等の提出を求めるといった運用もみられる。

(4) 総務省への要望

その他、総務省に対する要望として、情報共有、データベースの充実の他、相談窓口の整備、県単位での研修の実施といった要望が寄せられたほか、行政不服審査制度そのものに関する要望（地方公共団体とりわけ小規模団体の実態にそぐわない等）も多く寄せられた。

6 審理員業務の円滑な遂行に係る工夫事例

本アンケートに対する回答として、審理員業務の円滑な遂行について、概ね次のような運用上の工夫事例が報告された。

寄せられた回答の取りまとめ方として、●に続く部分に「どの手続段階についてどのような点で苦慮されたか」、►に続く部分にその苦慮された点に関する「改善・工夫」についてまとめ、末尾にこれらの内容を記載した団体類型を記した。対応策の記載のない団体は、●部分の末尾に団体類型を記載した。なお、取りまとめに当たっては、同種類似の事例については、その概要を記載し、報告団体区分を適宜省略した

【審理手続全般】

- 審査請求人に審査請求後の手続の流れを説明し、円滑で効率的な審理手続を確保（政令市、普通市等多数）
 - 審査請求書の受理時、審理員指名の通知時等に参考資料として、総務省作成のリーフレットや独自に作成した審理手続全体の流れを説明した資料を審査請求人に交付又は送付している。
- 審理員が行政不服審査制度に習熟しておらず、審理手続が円滑でなかった。（普通市）
 - 審理員に対して、総務省行政管理局の審査請求事務マニュアルを示し、逐一審理手続についての説明を行った。その際、審査庁として審理員の判断に干渉しないよう注意した。

【審査請求書の受理・補正】

- 補正せずに受け付けた審査請求書はなく、時間がかかる。（都道府県、普通市）
 - 審理手続の実際の流れを示した文書、審査請求書の記載例の作成
- 請求理由に抽象的な内容があったため、特定するのに時間を要した。（普通市）
 - 具体的に記載できるよう様式例を作成した。
- 手続に不慣れな審査請求人の場合、審査請求の理由について漠然とした記載となり、補正に時間を要したり、争点の整理が困難となることが多い。（都道府県）
 - 審査庁が審査請求を受理する段階で、審査請求人に対して制度の説明や請求書の記載例についての助言を徹底する。
- 審査請求人が審査請求の趣旨を理解しておらず、内容の確認に時間を要した。（普通市）
 - 審査請求人の意図を酌み、具体的な文面で照会する形式の文書を作成するようにした。
- 審理員に審査請求書を送付した後に、軽微な補正点が見つかった。（普通市）
 - チェックシートの作成により、受け付けた職員ごとに差が出ないようにする。
- 審査請求人が自分の言いたいことを全て審査請求書に表現できないこともあるが、受付段階、審理手続段階などで、どこまで聞き取るべきか、又はその必要があるのかの判断が困難であった。（普通市）
 - 基本的には審査請求人が表現した範囲内で審査をすれば良いと考えているが、實際には受付段階で審査請求書の書き方について補助をしている。
- 審査請求書における誤り等をどこまで指摘して補正させるべきかを悩む。また、完全に的外れなエリアまでに及ぶものの、特に本人はそれが的外れでないと考えて主張していると思われる場合、補正で当該部分を削除させることは難しいと思うが、裁決にどこまでのレベルで書き込むか考えあぐねている。（普通市）
 - 審査請求人の負担等を考慮し、基本的にその誤り等が差支えのあるレベルでない限りは、補正是行わず、客觀性に配慮しながら斟酌して取り扱うようにしている。諮問書では、原文を最大限生かしながら、審議に影響しないよう注釈を入れるなど

して説明するようにしたいと考えている。

- 審査請求書の收受は処分担当課としているが、審査請求人からすると処分担当課に審査請求書を提出したくないという事例があった。(普通市)
 - 審査請求書の收受は処分担当課と総務課のいずれでもよい運用にした。
 - 審査請求人が、審査請求書の提出後、反論書の提出までに、「意見書」という名称で主張を記載した書類や主張を補強する資料を何度も送付してきた。「意見書」についても、審査請求書等の一部として取り扱ったため、主張の整理に時間を要した。(普通市)
 - 書類・証拠書類のリストの作成、主張を整理したメモの作成により、主張の整理を行なうようにした。
 - 課税処分についての審査請求であったところ、納期限までに納付が行われない場合は督促状の送付等の手続が行われることが想定された。(普通市)
 - 審理手続が開始された時点で、執行停止の申立てに関する案内を含む通知を審査請求人に対して送付した。
- (その他工夫事例)
- 手続に係る書面の参考記載例を示すことにより、書類修正に要する時間を短縮とともに、審査請求に先立ち、書類の事前審査にも応じるようにしている。(町村)

【審理員・審理員補助者】

- 職員が少数であるため、処分に関与していない職員をどのように選択するかが問題となつた。(一部事務組合等)
 - あらかじめ、処分に関与しない職員を1人以上決めておく。
- これまでに審査請求がなく、市における前例がないこと。審理手続及び審理員意見書が適法であるか確認ができないこと。(普通市)
 - 考えられる工夫として、審理員を複数人体制とし、うち1人は弁護士等有資格者とする。

(その他工夫事例)

- 審理員が今どの段階を踏んでいるか、次にどの段階を踏むことになるかを理解するために、審理手続全体の流れを説明した資料を独自に作成し、配布している。(政令市、普通市)
- 審査請求との連絡調整を誰が行うか明確になっていないため、審理員補助者を活用している。(普通市)
- 審理員が必ず発出する文書(弁明書の提出要求、反論書の提出要求等)について、総務省のマニュアルの様式編を参考に様式例を示し、審理員補助者の事務の簡素化を図っている。(都道府県)
- 事務局で審理員の補助を行うことで、審理手続のノウハウを事務局に蓄積する。(普通市)

【弁明書・反論書の提出】

- 審査請求書提出後の対応に応じない(反論書等提出など)ため公正公平な審理がしづらい状況となっている。(普通市)
- 反論書が期限までに提出されない、あるいは、督促しても提出されない。(都道府県、町村))
 - 審査請求人の主張をできるだけ出してもらうために審理終結前に最終反論書の提出を求めている。
 - 審理員により再三通知を送付したり電話連絡をしたが、審理期間が長引くため最終的には反論等がないものとして「審理員意見書」を作成した。

- 審査請求人に反論書を出すよう求めたが、出てこなかつたため、争点を定めにくい。(普通市)
 - 処分庁及び審査請求人の主張等をまとめた争点整理表を作成し、争点整理を行っている。
- 審査請求人から、意見等を書面にすることが困難であるため反論書を提出できない旨の申出があり、反論書が提出されなかつた。(普通市)
 - 法第36条の規定による審理員からの口頭質問という形で、意見聴取を行つた。
- 弁明書に対する反論ではなく、自分の思いを述べられるお手紙であったため、反論書として扱えるのか判断に苦慮した。(都道府県)
 - 反論書等に記載例を添付して送付する等、書類の再提出や記載内容を改めて確認する手間が生じないよう配慮した。
- 処分庁の弁明書と、審査請求人の審査請求書、反論書及び最終反論書の論点とが噛み合っておらず、両者のすり合わせ・論点整理に時間を要した。(普通市)
 - 弁明書を審査請求書に対応する形で整理する。
- 弁明書及び反論書における双方の主張立証が不十分であり、審理員による職権で審理に必要な事実関係及び法律関係の主張を尽くさせるにあたり、どのような範囲で行うべきか判断が難しかつた。(普通市)
 - どのような点につき審理員として不十分と考えているのかを、質問への回答要求等でできるだけ明らかにするようにした。審査請求人への質問では、手書きで物件の位置関係を書き込むことができるような用紙を審理員が作成して送付し返送してもらう形とした。
- 再弁明、再反論等もあり、関係人の主張が出尽くすまでに時間がかかる。(都道府県)
 - 再弁明及び再反論は、従来の主張の繰り返しではなく、追加で主張すべき事項がある場合に限り提出するよう指示している。
- 審査請求したいが何を書いて良いか分からず、反論したいが、どの様に書いて良いか分からず、審査庁に不満を言いに来られ、対応に苦慮した。(普通市)
 - 図解のパンフレットと合わせ、様式と記入例を準備して対応した。
- 審査庁と処分庁が同一であり、審査庁かつ処分庁の職員たる審理員が、自らの属する行政庁の上位機関である処分庁に対して反論書の提出を求める、という形式に違和感がある。(普通市)
 - 処分庁の宛名の下に処分担当課名を記載することで、違和感の払拭に努めている。
- 審査庁と処分庁が同じ場合、審査請求書の写しを担当課に送る規定がないため、どのタイミングで担当課が審査請求書の中身を知るのかが不明であつた。(普通市)
 - 弁明書の依頼と併せて、事務連絡として通知した。
- 生活保護法などに係る案件は裁決をすべき期間が短いため、より効率的な審理が求められているが、処分庁から提出された弁明書では事案の概要、原処分の理由等が明らかにならないケースが散見され、本来は弁明書に添付すべきものについて、改めて物件の提出要求をせざるを得ない場合があり、審理期間がギリギリとなる場合が多い。(都道府県)
 - 処分庁に対し、弁明書を提出する法の趣旨について事前に説明している。

【争点整理】

- 審理関係人の間で争点とそれに対する主張がかみ合わず、その整理に時間を要した。(普通市)
 - 上記の点を補完するために、法第33条物件提出要求及び法第35条検証を行つた。
- 両当事者の主張や根拠を整理し、処分の違法性・不当性をめぐる対立点（争点）を明確

にすることに時間要する。(町村)

➢ 両当事者の主張等を予めまとめておく。

- 審査請求の趣旨及び理由が明確でなかつたため、処分庁も的確に弁明することができず、弁明の趣旨及び理由がピントのずれたものになり、議論が嗜み合わなかった。(政令市)
 - 審査請求人に出頭を求め、審査請求の趣旨及び理由について審理員の理解を示した上で、行政不服審査法第36条規定により審査請求人に直接質問するなどして、審査請求の趣旨及び理由を具体的かつ明確にした。
- 審査請求人が受けた処分の経緯が複雑だったため、事案の概要の整理に時間要した。(普通市)
 - 事案の概要、争点となる事項について、書面で審理関係人に示すことで、審理関係人が共通の認識のもと、審理を行った。
- 審査請求の内容が対象処分の範囲を超えていたなど要領を得ず、また反論書も反論になつてないなど争点整理が行えない事案があった。(普通市)
 - 意見聴取(法37条)を行い、その際に審査請求人への質問権(法36条)を活用して争点の明確化を図ることを計画した(意見聴取前に当該処分が取り消されることが明らかになつたので実施はしていない。)。
- 論点がかみ合わず、争点整理に時間をとられる。審査請求人の体調等を考慮しているが、頻繁に日程変更が生じること。(普通市)
 - 争点を明らかにする目的で口頭意見陳述前に、審査請求人及び処分庁からの意見聴取の機会を別々に設定する予定

(その他工夫事例)

- 争点整理表を作成することにより、審理関係人の主張、論点、証拠等を整理していくことを想定している。(複数普通市)
- 争点整理表を審理関係人に配布し、相互の主張、論点などを確認、共有した。(都道府県、複数普通市)
- 争点を整理した上で、審理員間で審理方針を協議している(都道府県)
- 審理員補助者が争点整理し、相互の主張、論点などを確認したのち資料を作成し、審理員に提出している。(普通市)
- 行政不服審査法36条に基づく質問権を積極的に活用し、争点整理を進めている。(普通市)
- 審理員が質問を行う際には、反対当事者が審理員のした質問の内容を正確に把握できるようにするためにも、書面で質問し、書面で回答を求めるとしている。(町村)
- 審査請求人に代理人(弁護士)が付いている案件については、代理人に対し、期日間ににおいて口頭で主張・争点を確認し、審理手続の充実を図っている。(普通市)
- 審理員が、審査庁から入手した資料に関しては当該資料を有していることを審査請求人に通知し、審査請求人から入手した資料に関しては当該資料を有していることを審査庁に通知している。(都道府県)

【口頭意見陳述】

- 審査請求人の主張に時間を費やしたことで、審理員側から関係人に対して効率的な質問を行うことができず、後に文書で質問を行うことになった。(結果、質問の回答を関係人に送付するなどで時間を要した)(普通市)
 - 審査請求人の主張が長時間に及ぶと思われる際は、話を一旦止めるなどで審理員側のペースで口頭意見陳述が行われるよう進行する。
- 審査請求人の感情的な考えによる主張。(町村)

- 審査請求人の感情に配慮して、一方的に主張を打ち切らないようにした。
 - 口頭による主張等が可能なため、審理とは関係ない発言が多くなるおそれがあった。
(普通市)
 - 補佐人として法曹有資格者が出席する予定であったことを踏まえ、審査請求人から主張等を行いたい内容についての概要書をあらかじめ提出してもらった。
 - 口頭意見陳述において、挙手をして審理員の許可を受けてから発言してもらうようとした。
 - 審査請求人が、審査請求の内容と関係ない発言をした際、どこから制止すべきか対応に苦慮した。(町村)
 - 発言の制止等は特に行わず、繰り返しの内容であった場合のみ制止することとした。
 - 民・民のトラブルや他の公的機関への不満など、審査請求人の話に脱線が多く、審理に時間を要した。(普通市)
 - 「審理員が中立の立場で審理」「質問権」等の制度の趣旨に鑑み、丁寧に話を聴き、争点を整理するよう努めた。
 - 審理関係人の調整がつかず、申出から実施までに時間を要した。(普通市)
 - 口頭意見陳述の実施可能な場所等を示した資料を予め提示しておく。
 - 口頭意見陳述申立により審理員、審査請求人、処分庁等、審理関係人全員の出席調整に苦慮した。普通市)
 - あらかじめ、審理関係人のスケジュール調整及び会議利用等の準備を行う。
 - 遠方に居住している審査請求人、処分庁該当課、複数の審理員それぞれの日程調整がつかず。申出から実施までに時間を要した。(普通市)
 - 処分庁該当課と審理員の日程が合う日を列挙し、その中から都合の良い日を審査請求人に選んでもらった。
 - 口頭意見陳述の日程を延期してほしいとの申し出がある。(都道府県)
 - 口頭意見陳述申立書の様式交付時に約2ヶ月の日程を聞いている。
 - 審査請求人から、傍聴人を呼びたいとの申出があった。(普通市)
 - 事前に審理関係人の許可を得て、当日も再度審理関係人の同意を得た後、入室していただいた。
 - 集団で多数の請求が行われているため、口頭意見陳述に関する処分庁との調整や質問が出た場合への対応の検討に時間を要した。処分庁に対する質問が可能となったため、所要時間の大幅な増加。(都道府県)
 - 審査請求人に対し質問事項はできるだけ事前に書面で提出するよう要請し、効率的に実施できるようにした。
 - 審査請求人の電話番号等の情報がなく、郵送による口頭意見陳述の意向確認となり、確認に時間を要した。(普通市)
 - 審査請求書受付時に電話番号等を聴取する。
 - 口頭意見陳述の申立てについて、法令に根拠がないとして申立書の提出を拒否された。
(都道府県)
 - 法令に定めが無いため、申請書等の提出はそれ以上求めず、申立てがあった旨を記録し、口頭意見陳述を行った。
- (その他工夫事例)
- 審査請求人に対して、口頭意見陳述の申し出の確認や日程調整を早い時期に行っている。(普通市)
 - 口頭意見陳述後の反論書提出の可能性に配慮し、口頭意見陳述聴取結果記録書を審査請求人及び処分庁に交付した。(普通市)

- 口頭意見陳述の実施に先立ち、審査請求人に質問趣意書の事前提出を求め、処分庁に事前送付しておくことにより、効率化を図っている。(都道府県)

【証拠書類・物件等】

- 同様の案件を審理する中で、類似の物件を多数管理することになり、物件の整理が煩雑になった。(普通市)
 - 物件を整理する際に、それぞれの物件に番号をつけるようにした。
- 審理関係人からの証拠書類等の提出が多数にわたり、提出の都度、総務省マニュアルに示された運用をすると事務負担となった。(国の行政機関)
 - 提出された証拠書類等について、処分庁と審査請求人ごとに番号を付し、証拠書類の名称、提出日及び受領連絡等を記録する目録を作成し、番号順に記載することで証拠書類等を一律に管理することとした。また、受領連絡においては、書面に限らず電話、FAX等適宜の方法により行うこととした。

(その他工夫事例)

- 審理関係人が証拠等を提出する際は、立証趣旨等を記載した証拠説明書の提出を求めている(ただし、審査請求人の場合は任意)。(都道府県)
- 処分庁から数多くの証拠書類等が提出されることが見込まれるため、その提出の際に「証拠説明書」(証拠書類等の一覧表)を併せて提出してもらうこととした。(政令市)
- 審理期間の短縮のため、弁明書の依頼段階で原処分の根拠資料等の提供等を求める。(普通市)
- 弁明書送付の際に口頭意見陳述や資料の請求に係る案内を行う等手続の簡素化を行っている。(普通市)

【提出書類の閲覧又は写しの求め】

- 閲覧又は写しの交付の求めの対象となる書類が多く、閲覧等の可否の判断に時間を要する。(国の行政機関、政令市、普通市)
 - 審査庁において、処分庁からの資料提出の際、閲覧等の可否を確認している。
- 当事者の物件提出時期が異なり、物件等すべてを通知のうえ、閲覧機会を確保する時間が遅れた。(普通市)
 - 物件提出期間の期限を明確に定める。
- 処分庁提出書類の閲覧等請求について、詳細に手続を案内しても、審査請求人から請求されない場合が多い。弁明書と処分庁提出書類をあわせて読まないと処分庁の主張をよく理解できないような場合、弁明書の送付のみで、本当に反論の機会を与えたことになるのか疑問。(都道府県)
 - 特に必要と認められる場合は、他の手続(法36条に基づく質問等)に付随する手続として、処分庁提出書類の写しを、請求を待たず職権により審査請求人へ送付した。
- 提出書類の閲覧の求めがあり、「マニュアル」に基づき交付申請書の提出を求めたが「閲覧の場合は、法施行令等に申請書の提出義務は規定されていない」と提出を拒否された。(都道府県)
 - 法令に定めが無いため、申請書等の提出はそれ以上求めず、申立てがあった旨を記録し、閲覧及び口頭意見陳述を行った。
- 弁明書で引用している資料について個人情報等が含まれるものがあり、閲覧等を制限する旨の意見書がついているものがあったため、送付すべきかどうか判断に苦慮した。(都道府県)
 - 項目名のみのリストが添付されていたので、そのリストのみを送付し、必要であれば閲覧又は写しの申請をしてもらうことにした。

(その他工夫事例)

- 審理関係人から提出された証拠書類等は、他の審理関係人に閲覧等されることを望まない書類等を除き、閲覧又は写しの交付の請求がなされなくとも、審理員の職権で他の審理関係人にも送付することとした。(政令市、複数普通市)
- 審査請求書（副本）を処分庁に送付する際に弁明書記入例及びその説明文書を、弁明書（副本）を審査請求人に送付する際に反論書記入例及びその説明文書を、それぞれ添付することとした。(政令市)

【審理手続の終結】

- 審査請求人が口頭意見陳述の申立をする可能性があるため、審理手続をいつ終結させるかの判断が困難。(国・行政機関)
 - 審理手続の終結予定日までに口頭意見陳述の申立等がなければ審理手続を終結する旨を、審査請求人に予め通知した。

【審理員意見書の作成】

- 審理員意見書とともに審査庁に提出しなければならない事件記録について、種類が多いため整理が難しかった。(普通市)
 - 任意の様式で事件記録の目録を作成して書類を整理した。
- 事実認定、法のあてはめまではある程度文章化できるが、肝心の「判断（理由）」の文章化が困難（経験不足を原因とする）(普通市)
 - 総務省行政不服審査データベースや判例データベースから裁決書、判決書を援用した。
- 手続が初めてで、手続を確認しながら進めたので時間が掛かったし、不安だった。経験がないので争点整理をどうすべきか、審理員意見書を作成する方法はどうするかという点及び「本件処分を取り消すべき」という判断をするときには慎重になった。(普通市)
 - 審理員意見書を作成する際、一般財団法人行政管理研究センターが作成した「新しい行政不服審査法の解説 DVD（副読本）」を参考にした。
- 医学的判定が重要視される処分において、審理員は処分適否の判断が困難。鑑定を行う場合の追加診断書の有無等。(都道府県)
 - 鑑定を実施。

【進行管理】

- 審査請求人と連絡がつかないことが多く、進行が遅れることが多かった。(普通市)
 - 留守電話にメッセージを残すなどして、連絡の調整を図った。
- (その他工夫事例)
- 審理手続の進捗状況を把握するため、審査請求全体の進行状況が明確になるよう、一覧を作成した。(都道府県、政令市、複数普通市)
- 審理期間を円滑に進行するために、審理の進捗を詳細に記録し、案件ごとの進捗管理を行っている。(普通市)
- 審理員が円滑に手続を進行できるよう、随時状況の確認、手続内容の確認を行う。(普通市)
- 審理が計画的に行えるよう審理手続の各段階で、今後、想定される手続を審理関係人に説明している。(普通市)
- 審理関係人の、各自の任務やそれに伴うスケジュールの確認等を細かく行う。(普通市)
- 審理員補助者を積極的に活用し、審査請求人への連絡や訪問を実施して今後の見込み

れるスケジュールや手続等を説明し、理解を得るようにしている。（普通市）

- 審理期間を円滑に進行するために、審理の進捗を詳細に記録し、案件ごとの進捗管理を行っている。また、弁明書の初回送付時に、審査請求人に対し、それ以降の審理手続における提出又は申立て等の意向を事前確認し、書面で提出いただくことで、対応が円滑に行えるようにしている。（普通市）
- 生活保護法に係る処分について、裁決すべき期間が 70 日（又は 50 日）とされているため、審査期間も考慮した上で審理計画表を作成し、審理手続の進行管理を行っている。（都道府県）
- 審査請求を受理した段階で審査スケジュールを組んで事務を進めている。（審理員が）弁明書、反論書の提出期限を短期間（2 週間程度）に設定し、審理手続を進行している。（普通市）
- 軽易な事項について審査請求人に連絡する際に電話ができるよう、審査請求書の様式に電話番号欄を作っている（任意記載事項）。（政令市）

【行政不服審査会】

- 迅速な手続のために総務省マニュアルに準じて審理員名で第三者機関（審査会）への諮問についての申出に関する注意喚起を行ったが、本来、諮問を行う審査庁が行うべきものであると考えられること、希望の「有無」を「確認」する必要がある（申出があるまでは希望の有無の「確認」にならない）（普通市）
 - 次回からは、提出期限を設けて、諮問の希望の有無を明記する形式の回答書（様式を添付）の提出を求めるこことし、通知も審査庁名義で送付する。
- (その他工夫事例)
- 審査会事務局が争点整理した資料案を審査会委員に配布し、相互の主張、論点などを確認、共有している（情報公開・個人情報開示決定等の審査請求の場合）。（普通市）
- 審査会の円滑な運営に資するため、審査請求から採決に至るまでのイメージ図を委員に配付している。（普通市）

【その他】

- 審査庁・審理員・処分庁がそれぞれ作成する公文書の統一管理（普通市）
 - 審査庁で管理簿を作成し、裁決後は審査庁が取りまとめて公文書として保管・保存する。
- (その他工夫事例)
- 新行政不服審査制度に係る事務手続のフローチャートを作成し、審理員や処分庁担当者に今後の流れ等を説明している。（複数普通市）
- 制度全般に係る事務局として、総務課が審理員からの問合せに対応し、適宜助言を行った。（普通市）
- 審査請求の内容を分かり易く説明したり、根拠法令を明確に指し示すなど、審理員が業務を始めるに当たっての理解が容易に進むよう、努めている。（普通市）
- 審理員に指名された者以外の弁護士資格を有する任期付職員が、処分部局処分担当課の補助を行う。（普通市）

第2部 有識者研究会

第1部で示した審理員制度の運用に関するアンケート（以下、「審理員アンケート」）の結果を踏まえ、新たな行政不服審査制度が今後円滑に運用されるよう、総務省作成の「行政不服審査法 審査請求事務取扱マニュアル（審査庁・審理員編）」（以下、「審理員マニュアル」）、「行政不服審査法 審査請求事務取扱マニュアル（様式編）」（以下、「マニュアル（様式編）」）の改訂等を含めた対応方策を検討するため、行政不服審査法の運用、実務に詳しい学識経験者、行政実務者から構成される有識者研究会（以下、「研究会」という。）を開催した。

1 研究会開催の概要

（1）研究会の構成

研究会は以下の構成員で構成した。（50音順）

- ・ 池田 史人氏 （前橋市総務部行政管理課主任）
- ・ 大江 裕幸氏 （信州大学経法学部准教授） ※座長
- ・ 田中 良弘氏 （新潟大学法学部准教授、弁護士）
- ・ 和久井孝太郎氏 （東京都総務局審理担当部長）

研究会事務局は（一財）行政管理研究センターが務め、会議には本件委託者の総務省行政管理局及び総務省行政不服審査会事務局も陪席した。

（2）研究会開催実績

研究会は2回開催した。以下、その概要を示す。

【第1回会議】

日時：平成29年3月8日（水）、14：00～16：00

会場：行政管理研究センター会議室

- 議事：
- （1）審理手続の運用実態に係るアンケート調査結果
 - （2）審理員マニュアルの改訂に係る論点
 - （3）審理員業務の円滑な遂行に係る工夫事例

【第2回会議】

日時：平成29年3月23日（木）、13：30～16：00

会場：行政管理研究センター会議室

- 議事：
- （1）審理手続の運用上の論点
 - （2）審理員業務の円滑な遂行に係る工夫事例
 - （3）その他

2 研究会での検討内容及び議論の結果

研究会においては、第1部で示した審理員アンケートの結果等をもとに審理手続の運用上の課題について論点を抽出し、それぞれの論点に関する対処方策について議論を行った。議論に際しては、各論点に関して審理員アンケートに寄せられた「悩み」、「解決方法」及び「工夫事例」を素材としてまとめ、その論点に関連する審理員マニュアルの該当部分を参照しつつ議論を行った（研究会においては、事例は具体的な団体名を挙げて議論したが、本取りまとめに当たっては、「国の行政機関」、「都道府県」、「政令市」、「普通市」（政令市以外の全ての市、特別区を含む）、「町村」及び「一部事務組合等」とした。）。研

究会における論点は以下の8つである。

- ・ 論点1 審査請求受付・審理手続を経ない却下
- ・ 論点2 中立性の確保
- ・ 論点3 書式・記載例等の提供
- ・ 論点4 証拠書類等の提出について
- ・ 論点5 証拠書類等の閲覧等請求
- ・ 論点6 口頭意見陳述の公開、録音・録画
- ・ 論点7 経費負担
- ・ 論点8 審査請求人に対する手続の教示

研究会における検討結果を、論点・項目別にまとめると以下のとおりである。

【論点1 審査請求受付・審理手続を経ない却下】

【課題】審査請求の却下の判断はどのように行うべきか。審査庁において却下してよいのはどのような場合か、審理員を指名した上で却下すべきか。

《審理員アンケートに見る悩み》

- ・ 法第24条第2項の規定により審理手続を経ずに却下することができるとされている、「法律上の利益がないことが明らかな場合」に該当するかどうかの判断（普通市）
- ・ 他機関（教育委員会）での施設内における民間団体が定期的に行っていた行為に対して、施設職員が口頭で不許可とした指導への審査請求の適法性の審査（普通市）
- ・ 審査請求人の適格有無の確認。处分性の確認。（普通市）
- ・ 苦情等と審査請求のどちらに該当するかが不明確な事案が多い。処分庁の処分に関わりのない部署が審査庁となることから、苦情等でこの制度を利用することがある。その対応に時間要することが多い。（都道府県）

《審理員アンケートに見る対応事例》

- ・ 事例提供の希望は多いものの、明確な対応事例の記載は無い。

《審理員マニュアルにおける記載》

《審理員マニュアル22頁》

4 審理手続を経ないで却下裁決

ア 裁決書の作成

＜法令＞◆ 次の場合には、審査庁は、審理手続を経ないで、当該審査請求を却下することができる。

- ・ 補正命令に対し、審査請求人が、審査庁が定めた相当の期間内に不備を補正しない場合
- ・ 審査請求が不適法であって補正できないことが明らかである場合（法24条）
◆ 審理手続を経ないで審査請求を却下する場合、審理員の指名は不要。（法9条1項ただし書）

〔解釈〕□不服申立人適格の有無や審査請求期間を超過した場合の正当な理由の有無などの不服申立要件が問題となっていて、具体的な審理を実施しなければ判断できないような場合は、審査請求が不適法であって補正できないことが明らかであるときには該当しない。

(運用)。「審査請求が不適法であって補正できないことが明らかである」場合とは、具体的には、表4のような例が考えられる。

表4 審査請求が不適法であって補正できないことが明らかである場合の例

- ・ 審査請求をすることができない処分又は不作為について審査請求をした場合
- ・ 制度の改廃など特定の処分又は不作為を対象としない抽象的な不服を申し立てた場合
- ・ 処分の相手方以外の第三者が審査請求人である場合で、審査請求をすることについて法律上の利益がないことが明白である場合
- ・ 審査請求期間を徒過し、かつ、そのことについて正当な理由がないことが明白である場合
- ・ 審査庁となるべき行政庁以外の行政庁に審査請求をした場合（教示が不適切な場合を除く。）

《研究会としての結論》

(1) 不適法却下が明らかな場合

審理員マニュアルの記載としては、一般的な基準を示すことはできても、個別の事例に踏み込んで記載することは困難であるとの認識で一致した。その上で、審理員マニュアル9頁に判例上の準則や逐条解説の記述を抜粋する等、記述を充実させることを検討すべきではないかとの結論が示された。

(2) 訴えの利益の有無が判然としない場合

上記(1)と同様に記述を充実することが考えられるが、審理員マニュアル15頁に既に判例等の記載があることを前提として、同22頁に15頁を参照する旨の文言を入れることにつき、検討すべきではないかとの結論が示された。

(3) 内容がほとんど苦情のような審査請求に対する対応

様式面での対応によって処理がしやすくなるであろうとの認識が共有された上で、【論点3 書式・記載例等の提供】(31頁参照)の検討に際して、併せて検討することとされた。

【論点2 中立性の確保】

(1) 組織分離の観点

【課題】審査請求人から疑念を持たれないための外観の確保をどのように図るか。

《審理員アンケートに見る悩み》

- ・ 市町村レベルでは、審査庁=処分庁となる場合がほとんどなので、行政不服審査法改正の趣旨である「簡易迅速性の確保」と「公平性・中立性の確保」を両立することは非常に困難となっており、改善が求められるところである。(普通市)
- ・ 小さな自治体においては、審査庁事務局、審査会事務局、審理員所属部署、処分担当部署を分けることは困難です。仮に体裁上は分けたとしても、同一自治体内でこれらの役割を全て担っていては、公平公正な審査について、審査請求人等から疑われると思われます。(普通市)
- ・ 審査庁、審理員、審査会をどの部署が担うべきか(同一の部署でも可能か)について明

確な見解を示してほしい。(普通市)

- ・小さな自治体では、審理員、審査庁、審査会を受け持つ部署が同じになることが想定されます。決裁等の意思決定にあたり「～分けるのが望ましいではなく」、法令等を踏まえた実際の運用方法を示して欲しい。(一部事務組合等)
- ・職員が少数で、処分に関与していない職員をどのように選択するかが問題となった。(一部事務組合等)

《審理員アンケートによる対応事例》

- ・審査庁職員が審理員に指名された場合、審査庁業務は行わない(多数団体)
- ・審理員は審査会事務局の業務に関わらない(普通市)
- ・運用上、あらかじめ、処分に関与しない職員を1人以上決めておく。(一部事務組合等)

《審理員マニュアルにおける記載》

《審理員マニュアル 33 頁》

2 審理員の指名手続

ア 審理員の指名

審査庁が指名する者は、審査請求に係る処分等に関与した者等の除斥事由 法9条2項
図1 [2-2] (表5参照)に該当する者以外の者でなければならない

[解釈] 除斥事由の一つである、審査請求に係る処分等に関与した者又は関与することとなる者に該当するか否の判断は、個々の事案に即して、個々の職員ごとに個別具体に判断されることになるが、一般的には、参考1に掲げる者などが該当すると考えられる。

【参考1】

法第9条第2項第1号の処分等に関与した者に該当すると考えられる者の例

- ・処分等を行うために立入検査、事実認定等を行った者
- ・処分等に係る聴聞を主宰した者(行政手続法第19条)
- ・処分等の決定書を起案した者
- ・処分等の決定権者
- ・処分等に係る稟議書に押印した者
- ・処分等に係る協議に参加した者
- ・処分等の決定に関する相談等に応じ、当該処分等に対する意見や法令解釈を示した者(※処分等に関する相談等に対し、単に一般的な法令解釈等を示した場合は含まれない。)

<注>具体的には、個々の事案に応じて判断されることになるが、稟議書の起案や押印の有無という形式的な観点のみならず、当該処分の決定に実質的に関与したか否かという点にも留意する必要

《審理員マニュアル 150 頁》

第3章 審査請求の処理体制等

法は、従来からの不服申立て制度の簡易迅速性をいかしつつ、審理手続や裁決の公正性等をより高めることで、不服申立て人の手続保障を高めることをその目的としている。具体的には、審理の公正性・透明性を高めるため、法律上、裁決を行う権限と審理手続を行う権限とを区分し、審理手続については、審査庁に所属する職員のうち、処分等に関与していないなどの要件(除斥事由)を満たす者から指名された審理員が審査庁から一定の独立性をもって自らの名で行うこととし、また、裁決に際しては、その客觀性・公正性を高めるため、審査庁は、一定の場合を除き、行政不服審査会等に諮問しなければならないとしている。法では、処分庁等、審査庁、審理員及び行政不服審査会等が行う手続や権限等につ

いてそれぞれ規定しており、これらがそれぞれの役割を適切に果たすことにより、審理の公正性・透明性や裁決の客觀性・公正性を確保することを企図している。審査請求等に係る事務処理体制は、各行政機関の組織体制等により事情が異なることから、前述の法の趣旨に照らし、各行政機関における組織体制等の実情や、審理における迅速性・専門性の確保の観点も踏まえて、それぞれの審査庁において適切に判断することとなる。例えば、行政機関の実情等により、審査庁業務(行政不服審査会等への諮問、裁決の起案等)を担う部署の職員が審理員となる場合や、審査庁業務を担う部署が第三者機関の事務局業務を担う場合も想定されるが、このような場合においても、法の趣旨に鑑み、審理員が行う審理手続や第三者機関における調査審議・答申、審査庁が行う裁決の公正性等の確保について、各行政機関の組織体制等の実情に応じ、適切な配慮がなされることが望まれる。

《研究会としての結論》

「審理員業務の円滑な遂行に係る工夫事例」(本報告書 18 頁以降掲載)に記載されている事例(【審理員・審理員補助者】)を抽象化した形で情報提供すべきではないかとの結論が示された。ただし、自治体の現状にも鑑み、それらの事例を「望ましい」ものとして発信するのではなく、あくまで事例があることの紹介にとどめるべきであるとの認識で一致した。

(2) 専門性の確保との両立の課題

【課題】審理員が処分に関する専門性を有していない場合、処分内容について個別法の所管部署がアドバイスをせざるを得ない。

《審理員アンケートによる悩み》

- ・ 審理員及び審理員を補助する者は、処分に係る制度を担当していないため、処分の妥当性の判断に当たって、制度の運用上の細部まで把握できていないこと。(国の行政機関)
- ・ 審理員が処分に関与していないため、審理対象となる処分の内容の理解に苦労した。
(普通市)

《審理員アンケートによる対応事例》

- ・ 担当部局から詳細な聞き取りを行うなどした。(国の行政機関)
- ・ 審理員については、原課への問合せ、資料収集などをを行い、理解に努めた。(普通市)
- ・ 法 36 条に基づく質問権を積極的に活用し、争点整理を進めている。(普通市)

《審理員マニュアルにおける記載》

《審理員マニュアル 79 頁》

- 9 審理関係人への質問
ア 手続の開始
② 職権による場合

<法令>◆ 審理員は、職権により、審査請求に係る事件に関し、審理関係人に質問することができる。

(運用)。具体的には、例えば、次のような場合に、審理を効果的・効率的に進めるために、質問を行うことが考えられる。

- ・ 審理手続の申立てに関する意見聴取において、争点等を効率的に整理するため招集した審理関係人の主張の内容等を明確にするため、口頭により当該審理関係人に質問する場合

ウ 質問の実施

① 質問の実施

申立てがあった場合で審理関係人に質問を行う必要性があると判断したとき、又は職権により質問を行うこととした場合は、当該審理関係人に質問を行う。

(運用) ○ 処分庁等に質問を行う場合には、守秘義務に抵触する懸念を有する可能性があることから、審理員は、必要に応じて、質問の回答は、守秘義務を課されている審理員に対して行うものであって、回答により直ちに他の審理関係人が知り得ることとなるわけではない旨を当該行政庁に説明しておくことが適当であると考えられる。

エ 記録の作成

○ 質問を行ったときは、遅滞なく、その記録を作成する。

<法令>◆ 質問の手続の記録は、審理員意見書の提出の際に併せて審査庁に提出される事件記録に含まれる。

《研究会としての結論》

質問権の行使については、「審理員は、審査請求内容に関する疑義が生じたときには、審査請求人のみならず、処分庁に対しても、積極的に質問権行使することが望ましい。」との表現をベースに、質問権の行使に関する記述を審理員マニュアルに記載することについて、検討すべきではないかとの結論が示された。また、質問権の行使以外の方法による事実上の情報提供についての評価ないし事例の紹介等については、審理員マニュアルに記載すべき事項ではないとの認識で一致した。

なお、簡易迅速性との両立の観点については、マニュアル（様式編）79頁に「質問結果記録書」のフォーマットが掲載されていること、現実には問題が生じていないことから、この問題について、研究会としては認識するにとどめるべきであるとの結論が示された。

【論点3 書式・記載例等の提供】

(1) 提出書類等の不備

【課題】審理関係人の提出書類の体裁に問題が多い。

《審理員アンケートに見る悩み》

- ・ 審査請求人によっては、自分の言いたいことを全て審査請求書に表現できないこともあるが、受付段階、審理手続段階などで、どこまで聞き取るべきか、又はその必要があるのかの判断が困難であった。（普通市）
- ・ 審査請求理由が漠然としていて、具体的な理由が書かれていない。（普通市）
- ・ 審理員に審査請求書を送付した後に、軽微な補正点が見つかった。（普通市）
- ・ 請求理由に抽象的な内容があったため、特定するのに時間を要した。（普通市）

《審理員アンケートに見る対応事例》

- ・ 受付段階で審査請求書の書き方について補助をしている。（普通市）
- ・ 審査請求書提出時に審査庁又は処分庁が記載内容について相談に応じ、必要があれば記載例を提案する。（普通市）
- ・ チェックシートの作成により、受けた職員ごとに差が出ないようにする（普通市）
- ・ 請求理由を具体的に記載できるよう様式例を作成した。（普通市）

《審理員マニュアルにおける記載例》

マニュアル（様式編）に審理手続において作成すべき書類の多くのは記載例と共に収録されている。

《研究会としての結論》

審査請求の理由についての疑義を事前に回避するため、裁判所ウェブサイトで提供されている訴訟に使用する書式の記載例等（裁判所ウェブサイト「民事訴訟・少額訴訟で使う書式」）を参考にしつつ、例えば、処分の取消しを求める請求なのかそれ以外の請求なのか等、審査請求の基本的な内容について審査請求人にチェックさせる欄を含んだ様式について検討するとともに、その様式をマニュアル（様式編）の1頁に既に記載されているフォーマット（審査請求書の様式）と並列的に記載してはどうかとの結論が示された。

（2）審査請求人のコミュニケーション

【課題】審査請求人との連絡がうまく取れない。

《審理員アンケートに見る悩み》

- 連絡が難しい審査請求人がおり、弁明書の送付や口頭意見陳述の希望の有無の連絡などで困難に感じたことがあった。（普通市）
- 審査請求人と連絡がつかないことが多く、進行が遅れることが多かった。（普通市）
- 審理員アンケート問24の「審理手続の遅れの要因」においても、「審査請求人とのコミュニケーション」を理由として選んだ回答は2番目に多かった。

《審理員アンケートに見る対応事例》

- 審査請求人本人は、「電話は取らないことにしており、手紙も盗まれてしまう。」というようなことを述べていたが、定期的に市役所の近くまで来る用事があるとのことだったので、市役所にも寄ってもらうようお願いした（しかしながら途中で来なくなってしまった。）。（普通市）
- 留守電話にメッセージを残すなどして、連絡の調整を図った。（普通市）
- 軽易な事項について審査請求人に連絡する際に電話ができるよう、審査請求書の様式に電話番号欄を作っている（任意記載事項）。（政令市）

《研究会としての結論》

口頭意見陳述の実施の希望を審査請求人に確認することについては、審理員マニュアルにおいて、審査請求書の様式に予め口頭意見陳述の実施の希望の有無を記載できるような「望ましい」様式として紹介することまではすべきではないとの認識で一致した。

受付窓口等において診査請求受理の際に利用するチェック・リストについては、簡易的であっても事前に審査請求の際の提出書類をチェックしておくことが可能となり、またチェック・リストに請求人の連絡先を確認することを記載することで補正が必要な場面に活かせることから、自治体から提供された書式等を参考にしつつ、審理員マニュアルの記載を充実させるという方向性で検討すべきではないかとの結論が示された。

マニュアル（様式編）記載の各様式の請求人氏名欄に「電話番号、メールアドレス」の記載欄を設けるべきかについては、現在のマニュアル（様式編）の記載で十分であるかどうかについて（例：「審査請求人地位承継届出書」（マニュアル（様式編）20頁））、再検討した方が良いのではないかとの意見が示された。

【論点4 証拠書類等の提出について】

(1) 提出期限

【課題】審理員が提出期限を示したにもかかわらず、証拠書類等の提出が無い。

《審理員アンケートに見る悩み》

- 弁明書を期限通りに提出しない処分庁には審理員から有効な対抗措置がない（一応終結ができるようだが、請求人には不利益な結論を出すわけにはいかないので、結局は、弁明書を待つしかない）（都道府県）
- 審査請求後、反論書その他の書類を求めても一切提出しようとしない請求人がいた。（普通市、町村）
- 反論書、証拠書類等が当初設定した期限までに提出されないことから、改めて提出期限を設定し、提出を依頼することとなり、審理手続の迅速さが損なわれた。また、結局提出されなかった。（普通市）
- 1月以上の期間を設けたにも関わらず、審査請求人から、意見等を書面にすることが困難であるため反論書を提出できない旨の申出があり、反論書が提出されなかった。（普通市）

《審理員アンケートに見る対応事例》

- 弁明書を至急提出するよう電話や文書で要請したが、根本的な解決にはならないと思われる。（都道府県）
- 審理員により再三通知を送付したり電話連絡をしたが、審理期間が長引くため最終的には反論等がないものとして「審理員意見書」を作成した。（町村）
- 提出期限の再設定等をした。結果として提出されることはなかった。（普通市）
- 審査請求人が反論書等を提出しない場合には、審理員へ「反論書等は提出しない」旨の書類を提出することを規定していただきたい。（普通市）
- 法第36条の規定による審理員からの口頭質問という形で、意見聴取を行った。（普通市）

《審理員マニュアルにおける記載（弁明書）》

《審理員マニュアル 49 頁》

3 審査請求書の送付・弁明書の求め等

イ 弁明書の提出要求等

審理員は、提出すべき相当の期間（提出期限）を定めて、処分庁等に弁明書の提出を求める。

② 弁明書が提出されない場合

「相当の期間」内に弁明書が提出されない場合は、更に期間を定めて、改めて弁明書の提出を求める。

＜法令＞◆ 審理員は、提出期限までに弁明書が提出されない場合において、更に一定の期間を示してその提出を求めたにもかかわらず、その期間内に弁明書が提出されなかつたときは、審理手続を終結することができる。（法41条2項1号）

（運用）○ 弁明書の提出の再要求は、当該期間内に弁明書が提出されない場合は審理手続を終結することがある旨を記載した書面により行うことが適当であると考えられる。

《審理員マニュアルにおける記載（反論書）》

《審理員マニュアル 55 頁》

4 反論書・意見書

- イ 反論書・意見書の提出通数等の確認等
- ② 反論書等が提出されない場合

反論書等が提出されない場合「相当の期間」内に反論書又は意見書が提出されない場合において、審理に当たって審査請求人や参加人の主張を把握する必要があると認めるときは、更に期間を定めて、改めて反論書又は意見書の提出を促す。

<法令>◆ 審理員は、提出期限までに反論書又は意見書が提出されない場合において、更に一定の期間を示してその提出を求めたにもかかわらず、その期間内に反論書又は意見書が提出されなかつたときは、審理手続を終結することができる。(法 41 条 2 項 1 号)

→審理員マニュアル 98 頁参照

(運用)。反論書又は意見書の提出を再度促す際には、必要に応じて、当該期間内にこれらが提出されない場合は審理手続を終結することができる旨を記載した書面により行うことも考えられる。

《研究会としての結論》

処分庁から弁明書の提出が無い場合の対応について、法 28 条に定められている「相互協力義務」を、審理員マニュアル 78 頁の弁明書の提出要求の部分に注記すべきではないかとの結論が示された。

また、マニュアル（様式編）50 頁（「弁明書等提出通知書」）においても、弁明書が提出されない場合に、審理手続を終結することがある旨に関する記載を追記すべきではないかとの意見が示された。

審査請求人からの反論書又は参加人からの意見書が提出されない場合の対応については、審理員マニュアル 55、98 頁に既に記載のことから、更に何か対応が必要であるとの結論は示されなかつた。

（2）書類提出と守秘義務

【課題】処分庁が守秘義務を根拠として資料の提出を拒む場合がある。

《審理員アンケートに見る悩み》

- ・ 審理員が審理手続に必要な税情報について、処分庁は税の守秘義務に伴い審理員にどこまで情報開示することができるのか不明な点。(普通市)

《審理員アンケートに見る対応事例》

- ・ 新たな制度であるため、今後蓄積されるであろう全国の審理員意見書の状況を把握し、同様のケースについての考え方などを整理すべきと考える。(普通市)

《審理員マニュアルにおける記載》

《審理員マニュアル 76 頁》

- 8 書類その他の物件の提出要求
- ウ 所持人への物件提出の求め

<法令>◆審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、相当の期間を定めて、その物件の提出を求めることができる。(法 33 条)

(運用) ○ 物件の所持人が処分庁等その他の行政庁である場合には、当該物件が審査請求人等による閲覧等（法 38 条）の対象となることについて、守秘義務に抵触する懸念を有する可能性があることから、審理員は、必要に応じて、当該物件は、守秘義務を課されている審理員に提出されるものであって、その提出により直ちに^(※)他の審理関係人が知り得ることとなるわけではない旨や、どのような場合に閲覧等に供されるか等を当該行政庁に説明しておくことが適当であると考えられる。

※ 書類その他の物件は、審査請求人等による閲覧等（法 38 条）の対象であるが、審理員は正当な理由があるときは、この閲覧等を拒むことができる。

《研究会としての結論》

守秘義務については、審理員マニュアル 76 頁に既に記載済であることから、本研究会としてこれ以上立ち入って検討する必要はないとの認識で一致した。

【論点 5 証拠書類等の閲覧等請求】

【課題】閲覧・交付を拒むことができる「正当な理由」、第三者の個人情報についての具体的な判断基準

《審理員アンケートに見る悩み》

- ・ 閲覧交付を拒んだ正当理由の事例等の情報を共有する機会があると望ましい。（普通市）
- ・ 対象資料等について、個別具体的に閲覧等の可否の判断に時間を要した。（国の行政機関、政令市、普通市）

《審理員アンケートに見る対応事例》

- ・ 資料提出の際、予め閲覧等の可否を確認しておく。（国の行政機関、政令市、普通市）

《審理員マニュアルにおける記載》

11 審査請求人等による提出書類等の閲覧等（89 頁）

イ 閲覧又は写しの交付を拒むことができる「正当な理由」の有無の確認

＜法令＞◆ 審理員は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。（法 38 条 1 項後段）

[解釈] □ 閲覧等を拒むことができる「正当な理由があるとき」とは、具体的には、例えば、第三者の個人識別情報が含まれている場合や、閲覧等により、行政機関が行う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が含まれている場合など、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第 14 条各号に規定する不開示事由と重なるものが想定される。提出者から閲覧等を認めることが適当でない旨の意見が提出された場合であっても、審理員は、閲覧等を拒む「正当な理由」が認められない場合には、これを拒むことはできない。

(運用) ○ 第三者の個人識別情報が含まれていることが直ちに「正当な理由」に該当するものではなく、例えば、審査請求に参加していないものの、審査請求に係る処分等に密接に関与している第三者についての個人識別情報については、「正当な理由」に該当しないと判断される場合もあり得ると考えられる。

《研究会としての結論》

「正当な理由」、第三者の個人情報の閲覧等の可否に関する判断基準については、行政機関等個人情報保護法 14 条（及び 15 条）の条文を抜粋し、審理員マニュアル 90 頁に記載することが考えられるとの結論が示された。

【論点 6 口頭意見陳述の公開、録音・録画】

【課題】口頭意見陳述の公開、録音・録画について

《審理員アンケートに見る悩み》

- ・ 審査請求人から、傍聴人を呼びたいとの申出があった。（普通市）
- ・ 審査請求人から、口頭意見陳述を録音したいとの申し出があった（普通市）

《審理員アンケートに見る対応事例》

- ・ 事前に審理関係人の許可を得て、当日も再度審理関係人の同意を得た後、入室していただいた。（普通市）

《審理員マニュアルの記載》

《審理員マニュアル 66 頁》

6 口頭意見陳述

オ 口頭意見陳述の実施

ii) 出席者の確認

a) 口頭意見陳述の公開

[解釈] □ 口頭意見陳述では、個々の国民の権利義務に関わる処分等の違法・不当が争われるという性質上、個人情報等を取り扱うことが想定されることに加え、充実かつ効果的に審理を行うことが求められることから、個別法において公開で行うこととしている場合のほかは、一般には、口頭意見陳述を公開で行うことは望ましいものではないと考えられる。

(運用)。個々の事案に応じ、審理員の判断により、口頭意見陳述を公開とし、その他の者（申立人の支援者、マスコミ関係者等）の傍聴を認めることが可能であるが、その際には、審理関係人の意向も確認した上で判断することが望ましい。また、この場合は、秩序維持の必要性が生じた場合の対応についても検討しておく必要がある。

iii) 注意事項の説明

(運用)。また、審理関係人の発言内容を公にすることは、その後の審理関係人の発言を萎縮させ、審理手続の迅速かつ適切な進行を妨げるおそれがあることから、必要に応じ、録音・撮影を控えることや、意見聴取手続の内容をみだりに公にしないことを要請することも考えられる。

カ 記録の作成

<法令>◆ 口頭意見陳述の手続の記録は、審理員意見書の提出の際に併せて審査庁に提出される事件記録に含まれる。（法 41 条 3 項令 15 条 1 項 5 号）

(運用)。後日、発言内容等の詳細について確認が必要となる可能性を考慮し、審理関係人の了解の下、IC レコーダ等の録音機材を使用して、口頭意見陳述の内容を録音しておくことが望ましい（出席者が反対する場合には、録音する趣旨等を説明して理解を求める等の対応をとる。）。

《研究会としての結論》

口頭意見陳述の録音・録画を断るための法的根拠については、審理員アンケートの結果によれば、新法下においては具体的な問題は生じていないことから、現時点においては、審理員マニュアルへの追記等については見送るべきではないかとの結論が示された。

【論点7 経費負担】

(1) 書類等に関する費用

【課題】審査請求人の費用負担をどのように考えるべきか。

《審理員アンケートに見る悩み》

- 法38条に基づく処分庁提出書類の写しの交付は、現場での使い勝手が非常に悪い。審査請求人に過大な負担を求める場合もある（手数料の送金手数料、送料の負担等）。正副提出させ、副本を送付するように規定を改定してほしい。（都道府県）

《審理員アンケートに見る対応事例》

- 審理関係人から提出された証拠書類等は、他の審理関係人に閲覧等されることを望まない書類等を除き、他の審理関係人にも送付することとした。（政令市）
- 審査請求人及び処分庁に反論の機会を保障するため、閲覧又は写しの交付の請求がなされなくても、双方に無料で写しの交付を行っている。（普通市）
- 審理手続の長期化を避けるために、処分庁から提出された証拠書類について、審査請求人から閲覧又は写しの交付の求めがなくとも、審理員の職権で審査請求人へ交付することを検討している。（普通市）

《審理員マニュアルの記載》

《審理員マニュアル 90頁》

11 審査請求人等による提出書類等の閲覧請求

③ 手数料の減免申請

＜法令＞◆ 提出書類等の交付を受ける審査請求人又は参加人は、実費の範囲内において手数料を納めなければならない。なお、審理員は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。（法38条4～6項）

(2) 参考人の陳述・鑑定・検証等

【課題】参考人の陳述等について、どこまで実施するのか。申立人がこれらを申立てた場合には、申立人が費用を負担するのか。

《審理員アンケートに見る悩み》

- 鑑定や検証の実施主体及び費用負担の在り方。（普通市）
- 参考人の陳述、検討の費用は、要望が申立人の場合、申立人が負担するのか。（国の行政機関）
- 医学的判定が重要視される処分においては審理員は処分適否の判断が困難。鑑定を行う場合の追加診断書の有無等。（都道府県）

《審理員アンケートに見る対応事例》

- ・ 有効な対応事例の記載は無い。

《審理員マニュアルの記載》

《審理員マニュアル 82 頁》

10 その他の審理手続

① 審査請求人又は参加人からの申立て

<法令>◆ 審理員は、審査請求人又は参加人の申立てにより、適當と認める者に、参考人としてその知っている事実の陳述を求め、又は鑑定を求めることができる。(法 34 条)
ウ 手続の実施

<法令>◆ 審理員は、適當と認める者に、参考人としてその知っている事実の陳述を求めることができる。(法 34 条)

(運用)。陳述の求めは、陳述を求める内容や、出席を求める期日・場所及び聴取者(文書での陳述を求める場合には提出期限)を明示した書面により行うことが適當であると考えられる。このほか、交通費等、依頼に伴う費用の支弁の有無・方法等については、各行政庁の基準に従い、併せてこれを記載する。

《研究会としての結論》

法 38 条 1 項に規定された審査請求人の権利性を帯びた手続における手数料の問題と、他の手続における経費負担の問題は、明確に区別すべきであるとの認識が共有された。その上で、職権による関係送付について、審理員マニュアル 73 頁にそのような事例があることについて記載を検討すべきではないかとの結論が示された。

【論点 8 審査請求人に対する手続の教示】

【課題】審査請求人にどのように情報提供等を行うか。

《審理員アンケートに見る対応事例》

- ・ 審査請求人に対する通知を送付する際に、今後の手続の流れ等を説明する資料を作成し、添付している。(政令市、普通市)
- ・ 反論書の提出等、審査請求人に求める資料について、資料提出の趣旨、記載方法、注意点をまとめた資料を作成し、資料提出要求時に審査請求人に交付している。(都道府県)
- ・ 審査請求書の作成例などを本市ホームページ上で掲載している。(普通市)

《審理員マニュアルにおける記載》

《審理員マニュアル 148 頁》

2 不服申立てをしようとする者等に対する情報提供

法では、不服申立てをしようとする者又は不服申立てをした者の便宜を図る観点から、不服申立てに対して裁決その他の処分(以下「裁決等」という。)を行う権限を有する行政庁は、これらの者の求めに応じ、個々の不服申し立てが円滑にされるために必要な情報の提供に努めなければならないこととしている(法 84 条)。

《研究会としての結論》

既に総務省や各自治体で作成されているパンフレット等に関して、審理員マニュアル 148 頁に記載することで、そのようなパンフレットが既に作成されていることを認知して

もらえるよう配慮することが考えられるとの結論が示された。

第3部 新たな行政不服審査制度の運用に関する研修会の実施

新たな行政不服審査制度が円滑に運用されるよう、全国9か所で、不服申立て事務を担当する、又は担当する可能性のある国及び地方公共団体の職員を対象として研修会を実施した。

1 研修会開催の概要

(1) 研修会日程・会場等

研修会の日程・会場、参加人数は、以下のとおり。

【研修会日程・会場等】

(単位：人)

開催日	開催地	会場	参加人数
2月20日(月)	仙台	フォレスト仙台2階 第1・2フォレストホール	129
2月24日(金)	大阪	大阪私学会館4階 講堂	269
2月27日(月)	金沢	石川県地場産業振興センター本館1階 大ホール	109
3月1日(水)	東京	(一財)主婦会館プラザエフ7階 カトレア	175
3月3日(金)	名古屋	フジコミュニティセンター4階 大会議室	183
3月6日(月)	福岡	電気ビル本館地下2階 8号大会議室	210
3月8日(水)	さいたま	ソニックシティ4階 国際会議室	177
3月9日(木)	岡山	岡山国際交流センター イベントホール	154
3月13日(月)	札幌	札幌国際ビル8階 国際ホール	101

(2) 研修内容

研修内容は、各会場とも共通であり、前半第I部が「行政不服審査法の概要について」、後半第II部が「行政不服審査法における審理手続について～運用実態を踏まえた留意点など～」の2部構成であった。

【研修内容】

開催時間	区分	プログラム
13:30～15:00	第I部	行政不服審査法の概要について
15:15～16:45	第II部	行政不服審査法における審理手続について～運用実態を踏まえた留意点など～

講師は、それぞれ総務省行政管理局行政手続室職員が担当した。なお、本研修会で利用した教材は、巻末（121頁以下）に資料として添付した。

【研修講師】

開催日	開催地	講師	
		第I部	第II部
2月20日(月)	仙台	高田賀夫副管理官	石川允偉主査
2月24日(金)	大阪	瀧本由祐事務官	石川允偉主査
2月27日(月)	金沢	町田拓哉主査	高田賀夫副管理官
3月1日(水)	東京	石川允偉主査	町田拓哉主査
3月3日(金)	名古屋	石川允偉主査	瀧本由祐事務官

3月 6日 (月)	福岡	石川允偉主査	町田拓哉主査
3月 8日 (水)	さいたま	高田賀夫副管理官	瀧本由祐事務官
3月 9日 (木)	岡山	堀口拓海事務官	高田賀夫副管理官
3月 13日 (月)	札幌	高田賀夫副管理官	瀧本由祐事務官

2 研修参加者に対するアンケート結果

研修会参加者に、研修終了後アンケートを実施した（総回答数 1,226）。その概要は、以下のとおりである。なお、アンケート用紙及び回答の詳細は巻末（173 頁以下）に資料として添付した。

(1) 審理員経験の有無

審理員経験を有する参加者の割合は 5%であり、審理員経験の無い参加者が圧倒的多数であった。

(単位：人、%)

審理員経験	有り	無し	回答数	無回答
回答数	57 (5)	1,155 (95)	1,212 (100)	14

(2) プログラム及び教材

本研修のプログラム及び教材に対する満足度は、概ね高かった。

(単位：人、%)

1. プログラム及び教材について	1 そう思う ← → 4 そう思わない				回答数	無回答
	1	2	3	4		
① 教材は実務的でわかり易かった	487 (40)	692 (57)	38 (3)	6 (0)	1,223 (100)	3
② プログラムの構成は、審理員制度の円滑な運用を図る上で適切であった	410 (34)	721 (59)	76 (6)	5 (0)	1,212 (100)	14
③ 研修会は、全体的に満足できるものであつた	391 (32)	734 (61)	78 (6)	10 (1)	1,213 (100)	13

研修内容等に関して、以下のようなコメントもあった。

【研修のプログラムの時間配分に関するコメント】

- ・ 基本的な内容（第Ⅰ部）にどれだけ時間をかけるかについての意見
- ・ 説明が審理員による事務に偏っていることへの要望

【研修教材の内容に関するコメント】

- ・ 既存の資料が使われていることへの指摘
- ・ 審理手続の通覧性等、映像媒体、マニュアル等更なる資料の提供の要望

【講義内容についてのコメント】

- ・ 制度の紹介にとどまらない運用事例等の紹介への要望
- ・ より具体性を持たせることへの要望（例：各自治体に置き換えた場合、具体的な業務に落とし込んだ場合の業務イメージ提供の要望）

(3) 理解度

本研修の内容に関する理解度は、概ね高かった。

(単位:人、%)

2. 理解度について	1 理解できた ← → 4 理解できなかつた				回答数	無回答
	1	2	3	4		
	① 行政不服審査法の概要について	558 (46)	614 (50)	37 (3)	7 (1)	1,216 (100)
② 行政不服審査法における審理手続について（運用実態を踏まえた留意点など）	474 (39)	690 (56)	39 (3)	7 (1)	1,210 (100)	13

また、以下のようなコメントもあった。

- マニュアルに書いてあることの口頭での説明は不要であり、むしろ口頭で紹介された工夫例等について、資料に反映して配布して欲しい。
- 案件がまだなく、審理手続の経験がないため、具体的なイメージをすることができない。
- 研修会の狙いをはっきりさせてほしいと対象の明確化を求める。

(4) 意見・要望等

本研修及び行政不服審査制度の運用等に関して寄せられた具体的な要望の概要として、以下のようなものがあった。

ア 研修の実施

(ア) 研修の継続的開催

全体的な傾向として、ノウハウの蓄積が困難であると思われる小規模自治体を中心に、制度に関する基本的な内容を学ぶ機会として、総務省による本研修と同様の研修の実施を要望するコメントが複数あった。

他方において、研修プログラムについては、(2) で示したように、複数の意見・要望があった。

(イ) 研修の開催について

研修の開催形態、時期等については、国、地方公共団体と別々に研修を実施してほしい、あるいは、行政団体（都道府県、市区町村、一部事務組合等）ごとに研修を行ってほしいとの要望があった。

また、人事異動の都合、初任者研修等の関係から、より早い時期の開催を求める要望もあった。

(ウ) 研修対象者について

研修の理解度が十分であった、若しくは基本的内容が多すぎるとの指摘がある一方で、よく理解できなかつたとする意見もあった。こうしたことにも反映して、受講者レベルに応じた研修（例：初級、中級、上級）の実施に関する要望が多くあった。

また、今回のように主として審査庁を中心とした研修だけでなく、処分庁が行政不服審査法に関する一般的な制度の理解をし、審理手続について学ぶための研修を実

施してほしい旨の要望もあった。

さらに、行政不服審査会の運営に関する研修を望む声もあった。

イ 情報提供及び情報共有

情報共有等については、事例集・書式集等の配布ないし共有の要望が多くあった他、データベース及びQ&Aに関する要望が多数あった。

(ア) 事例集、様式集等

具体的には、審理員意見書や答申書、裁決書の書き方に関するテキストやサンプル（細かい事務フロー）の配布に関する要望、事例集、参考判例の配布に関する要望が複数あった。その他、事件記録の管理方法（付番の仕方）に関する情報提供を求める意見があった。

(イ) データベース、Q & A等に関する意見

行政不服審査裁決・答申検索データベースに関して、同データベースを使ったことがないというコメントもあったが、活用しているとする回答が多数あった。一方で、同データベースの使いやすさについて、例えば、以下のようなコメントがあった。

- ・ 法令ごとの検索、分野別のグルーピング化
- ・ 訴えの利益等の判断に関する法令ごとの裁決例のデータベース化

また、Q&A や事例紹介の充実を求める声、例えば、良い例（参考）や失敗例、「適当でない」、「違法」とされた手続やケースの紹介を求める意見もあった。

(ウ) その他（他自治体の運用事例等の提供を求める意見等）

研修において、実務上の工夫、実例等の紹介がなされた部分を評価するコメントが多くあった一方で、ケーススタディを基に典型的な事例について審査請求の流れに沿った説明をしてほしいとする意見も複数あった。

より具体的には、先進的な取組を行っている自治体による発表を求める意見、国の運用事例の紹介を求める意見のほか、下記のような説明を求める意見もあった。

- ・ 制度改正の前後での不服申立件数や内容の変化、1年以内処理割合の変化、認容割合の変化、制度改正後の運用上の課題などの最新情報
- ・ 情報公開制度や個人情報保護制度との関連
- ・ 審理員手続が除外される場合の不服審査手続に関するマニュアル

ウ 審理手続に関する具体的な論点について

審理手続に関する具体的な質問として、以下のようなものがあった。

- ・ 関係書類に関して、提出期限を提示しているにもかかわらず反応が無い場合の対応
- ・ 権利濫用的に請求が出された場合の対応
- ・ 審理員には、具体的にどのような者が任命されているのか。
- ・ 提出書類等の閲覧の際の情報公開・個人情報保護に関する基準（処分庁の守秘義務に該当するものであれば非公開として良いのか、など）。

エ 制度一般に対する意見・要望等

上記のほか、行政不服審査制度一般に対して、以下のような意見等があった。

(ア) 小規模自治体における苦慮

- ・ 事例もなく、今後も事例の蓄積が困難と思われることから、本制度 자체が身近になりにくく、職員に当事者意識が生まれにくい。
- ・ 実務として、審査請求等がなされる事例は数年に1度程度であり、体制整備、例規整備の労力とノウハウの蓄積が課題である。都道府県レベルで事務を集約できれば相対的に合理的で公平な審査が期待できるのではないか。
- ・ 事例がほとんどない小規模自治体においては、体制整備、事例の蓄積自体が難しい。国や県がカバーするなどの措置があるとよいと思われる。

(イ) 国、都道府県に対する要望

- ・ 地方自治体にとっては負担以外の何物でもない。組織も大きく資金も潤沢な国の方が机上で考えたのだと日々思う。現場はそれほど甘くない。自治体にとって負担が少ない制度にすべく検討してほしい。
- ・ 審理手続に係る専門家や非常勤職員を置きたいが、予算の問題もあり困難である。かかる費用の手当（交付税措置）を要望したい。
- ・ 自治体では基本的な部分も理解できていないのが現実ではないか。ある行為が行政処分になるのか否かという基本から周知した方が良いと思う。

